

博士學位論文

内容の要旨
および
審査結果の要旨

第 18 号

2019年3月

熊本学園大学

は し が き

本号は、学位規則（昭和 28 年 4 月 1 日文部省令第 9 号）第 8 条による公表を目的とし、平成 31 年 3 月 22 日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨および論文審査結果の要旨を収録したものである。

学位記番号に付した甲は、学位規則第 4 条第 1 項（いわゆる課程博士）によるものであり、乙は同条第 2 項（いわゆる論文博士）によるものである。

目 次

報告番号	学位記番号	学位の種類	氏 名	論 文 題 目	頁
甲第62号	博(甲)商第15号	博士(商学)	永吉 昭和	わが国の引当金会計制度の研究 －企業会計原則、商法(会社法)および税法 を中心として－	1
甲第63号	博(甲)商第16号	博士(商学)	林 優子	都市におけるまちづくりと小売業 －商業機能研究を中心として－	12
甲第64号	博(甲)経済第11号	博士(経済学)	武田 健太	地域産業連関表の拡張に関する理論と実証	22
甲第65号	博(甲)経済第12号	博士(経済学)	福間 比呂志	多国籍企業の所有権構造と参入戦略	28
甲第66号	博(甲)社会福祉第24号	博士(社会福祉学)	戸渡 洋子	公衆衛生看護は健康格差を縮小するか －アマルティア・センのケイパビリティ・ アプローチを手がかりに－	34

氏名（本籍）	永吉 昭和（宮崎県）
学位の種類	博士（商学）
学位記番号	博（甲）商 第15号
学位授与の日付	平成31年3月22日
学位授与の要件	学位規則第20条第1項該当
学位論文題目	わが国の引当金会計制度の研究 —企業会計原則、商法（会社法）および税法を中心として—
論文審査委員	（主査） 熊本学園大学教授 末永 英男 （副査） 熊本学園大学教授 佐藤 信彦 （副査） 熊本学園大学教授 波積 真理 （副査） 熊本学園大学特任教授 山下 壽文

内容の要旨

論題を「わが国の引当金会計制度の研究」としたのは、わが国の会計制度、特に企業会計原則と商法（会社法）、それに税法（法人税法）の引当金規定から、その特徴や内容の検討・分析を行うことにより、引当金の「基本的解釈」を試みたいからである。ここで用いる引当金の「基本的解釈」とは、特に、「引当金計上の基本原則」である「発生主義」、「費用収益対応の原則」、「費用配分の原則」の理念のもとで、引当金の解釈を試みることである。また、この「発生主義」、「費用収益対応の原則」、「費用配分の原則」の理念のもとで、引当金の規定を分析する立場を「引当金の基本的視点」と定義して論考している。

本論文の主な内容は、(1) 企業会計原則と商法上の引当金上の特徴と解釈等、(2) 企業会計原則と商法規定の引当金の違い及び接点等、(3) 負債性引当金と負債との関連性、(4) 商法（会社法）と企業会計原則の特色からの比較等、(5) 資産負債中心観と収益費用中心観における引当金認識方法の比較と解釈、そして(6) 税法上の引当金の検討である。

簡単な目次を示すと、以下のようである。

序章 — 研究目的 —

第1章 企業会計原則における引当金の設定経緯

第2章 企業会計原則にみる引当金の特質

第3章 発生主義と引当金 — 一番場・阪本論争を中心に —

第4章 商法における引当金

第5章 商法第287条ノ2の解釈における「広義説」と「狭義説」

第6章 引当金の見積り

第7章 資産負債中心観と収益費用中心観における引当金の概念

第8章 税法上の貸倒引当金と回収不能金銭債権の問題点

第9章 改正法人税法第33条と貸倒損失に係る解釈

終章

以下、章を追って要旨を述べることにしたい。

本論文には、先ず第1に、引当金の主たる歴史的経緯をさきかげとして、その発展段階における特徴などから、その後の引当金会計への影響等を考慮しつつ、基本的な解釈として重要なところから入筆した。そのため、引当金の基本規定とされる「企業会計原則」と「商法」における歴史的な内容等から検討を始め、歴史的な特徴を抽出して分析を行うアプローチでもって、引当金の基本的解釈説明の手がかりにした。

現在、わが国会計制度は国際会計基準の流入は避けられない現状がある。これまで使用されてきた引当金が存在しなくなる可能性があるとなると、引当金が企業実績を真に反映し、財務会計に長く果たした功績等から、疎外されるようにならないとも限らない。そのため、それらの対処策について、更なる検討がなされるべきという観点から論議の題目にあげた。

第2に、1974（昭和49）年企業会計原則は、引当金の計上要件である注解18が新設され、計上要件を規定したが、その内容からその意義や特徴などを探求した。新設の注解18は多くの見解がみられ、特に利益留保性引当金計上を容認する規定もみられたため、引当金計上の基本原則上から引当金に該当しないと解釈されたことで、規定には内容的に問題があったといえた。そこで問題は、同規定上の引当金は利益処分による規定が許されるのか、債務性の引当金と債務性がみられない引当金の計上を容認したのかなどを検証した。「債務性」とは、過去に発生した事象が当期に認識され、当該事象が将来、発生の可能性が高いとされる条件下で認識され、さらに、その事象が予定の見積であるときは「負債性引当金」とされる。また、「債務性がみられない引当金」計上は、果たして、負債性の引当金として計上が容認されるかが問題となったことなどで、諸見解から縷々、論議した。

第3に、第1章（4）「修正、注解・注18の規定についての問題点」で、創設の注解18または修正注解18の両規定のはじめ（書き出し）の規定は、文言に問題がみられるのではとして、提言した。

前者規定は「将来の特定の費用（又は収益の控除）……」、後者は「将来の特定の費用または損失」としているところは、引当金計上時にいずれも「費用の繰入れ」での表示である。

そこで、文面からでは理解に苦しむことから、これを一つとして読めるような見直しの案として、次のような提言をした。

「引当金は予想される特定の損害による費用または損失について計上し、将来、当該費用または損失の発生ときは、経済的資源の流出がみられ、又は引当金による補てんがみられることを目的とした費用又は損失の繰り入れであって、その発生が当期以前の事象に起因し……（以下、注解と同規定）」と規定し、または、「引当金認識時は、将来の特定の費用又は損失であって……（以下、注解と同規定）」という規定で、引当金繰り入れ時と引当金使用目的を明確にすることが理解できるのではと提言とした。

第4に、1982（昭和57）年企業会計原則は、それまでの評価性引当金を除き、固定資産につき、一般に使用されてきた減価償却引当金を「減価償却累積額」と修正したことで、否定論か肯定論の「減価償却」をめぐる二大論争（番場・阪本論争）となった。これらの論議は、「引当金」の解明には欠かせないことであつたので、これらの論争の中身を精査して、引当金の基本的解釈としては「引当金」としての解釈の方に妥当性がみられるとして提言した。

第5に、第4章の「商法における引当金」について、商法改正の経緯等、さらに1981（昭和56）年商法第287条ノ2改正の問題点については、2005（平成17）年会社法に改訂したので、引当金関係で内容の検討を行った。会社法が、引当金会計について、収益費用中心観（損益法アプローチ）を採り入れたとみられたが、同時に資産負債中心観（財産法アプローチ）の立場でも比較検討した。

第6に、第5章の「商法第287条ノ2の解釈における『広義説』と『狭義説』」については、商法第287条ノ2の解釈からは避けて通れない研究対象であるため、それぞれの主張を解明する必要があるが、

広義説は、商法の引当金規定が任意解釈といえたことから、負債性引当金を意味しているのではなく、特定の支出または損失に備えるための引当金として、そのため利益留保性の引当金を容認することから、引当金計上要件（事前発生原因当期存在、将来当該費用の支出の確実性、金額の合理的見積）には決別したとされた。そのため、「特定引当金」としての特別措置を認めたため、会計上の引当金と区別したといえた。

狭義説は、条件付き債務の引当金と債務性のみられない引当金（修繕引当金等で注解18計上引当金）を認め、利益留保性引当金は否認し、商法第287条ノ2の解釈の改正規定を限定的とするとして論究した。

第7に、会社法における問題点として、特に第6章「引当金の見積もり」については提言での足掛かりとして論じた。2005（平成17）年、商法に代わり「会社法」が施行された背景はグローバル化による時代変革に対応すべき改革であった。それまでの商法の規定は、資

産もしくは財産評価にかかる「時価評価」によるべきとはあったが、引当金については具体的な評価規定はみられなかった。

会社法は、会社計算規則を定め、同計算規則によると、重要視される「負債の評価」に関する独自の規定を設け、引当金は「債務額」によると規定上明示し（会社計算規則 6 条 1 項）、かつ、その計上については「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」によることとしながら（会社法 431 条）、引当金については、「債務額」ではなく事業年度末における「時価」または「適正な価格」により評価することができる旨を定めている（会社法計算規則 6 条 2 項）。

ただ、この適正な価格の典型的例には、退職給付引当金の設定に当たっては、「退職給付債務の額」ではなく、それを一定の割引率で割り引いた「現在価値」をもってすることができると解されている。引当金の評価については、企業会計原則や商法規定などに具体的詳細はみられない。これは、引当金の基礎とされる帳簿価格、取得価格が現実的に流動的で、変動が恒常化しているからとみられた。

したがって、引当金の評価については、企業会計原則の「注解」もしくは会社計算規則において合理的で、適正性がみられるように、過去資料や実績値、平均値等の数値等を計算対象とするなど、公正な評価額で具体的基準の評価が求められているのではないかといえる。

第 8 に、第 7 章の「資産負債中心観と収益費用中心観における引当金の概念」については、種々の議論で、一つは費用の認識に誘導される引当金を計上する思考（本論文では「損益法アプローチ」と称している）と、他の一つは一定の要件を満たした負債の発生を認識することで引当金を計上する思考（同じく「財産法アプローチ」と称している）である。この思考は、国際会計からの影響も無視できないことから、いずれの会計上の立場を採れるか、また、各立場からの解釈でいかなる影響や効果が生じるのかについての各種の検討で、研究の対象とした。そのうえで長年、実務上も認めてきたわが国会計基準を支えてきた「収益費用中心観」を重視した視点から「資産負債中心観」と対比しながら種々、論考した。

第 9 に、第 8 章及び第 9 章で「税法上の貸倒引当金と回収不能債権の問題」と「改正法人税法 33 条と貸倒損失に係る解釈」の項目において、税法上唯一残った引当金について考察した。特に、税法上の引当金の研究が、何故必要であったのかについて些か触れた。

1998（平成 10）年以前は、当初、税務上の引当金は貸倒引当金、退職給与引当金、製品保証引当金などの 6 種類で構成されていたが、1998（平成 10）年の税制改正で、法人税率の引き下げに伴う税収減の補填を目的として引当金の廃止と縮減が行われた。

税法上の引当金は、税制改正で課税ベースの拡大を目途に、廃止と縮減が図られたが、特に、貸倒引当金の制度は全額回収不能での要件としていた金銭債権の貸倒れを緩和する役割

を担った。かかる状況下での中小企業や一定の金融機関を除いた貸倒引当金の制度廃止は、実務上の経営面や資本充実への影響を考慮すると疑問と感じた。その例として、第8章と第9章で税法上の貸倒損失と貸倒引当金における問題点、また金銭債権の回収不能における貸倒れの要件の緩和の問題を洗い出して、一部分ではあるが研究の対象にして記述した。

最後に、「終章」として、資産負債中心観のアプローチでも、引当金の計上余地は見い出せないのかについて、私見を述べている。一般には、資産負債中心観では、債務は外部への債務であり、修繕引当金のような期間損益計算上の引当金、つまり費用の企業内部での期間的な見越し（いわゆる期間的な貸借）によるものは認められない。また、貸倒引当金は債権の評価の中で扱われる。

しかし、貸借対照表の貸方は、負債と資本（純資産）しかないのであり、負債といっても法的な債務のみを指すのではなく、負債は正確には「負債勘定」である。そうであるならば、複式簿記の機構に基づいて取引が会計処理されるのであるから、期間と期間の貸借も「会計上の負債」として認めてもいいのではないかと考え、資産負債中心観での引当金計上の肯定論を展開し論述した。

審査結果の要旨

（論文の主題）

わが国の引当金会計制度の成立期から発展期まで規定内容の検討を行うことで、国際会計基準とのコンバージェンスやアドプションが進展する今日においても依然として、引当金会計の有する必要性と重要性を説いている。

（論文の概要）

本論文は、わが国の会計制度、特に企業会計原則と商法（会社法）、それに税法（法人税法）の引当金規定から、その特徴や内容の検討・分析を行うことにより、引当金の「基本的解釈」を試みるところから始まっている。ここで用いる引当金の「基本的解釈」とは、特に、「引当金計上の基本原則」である「発生主義」、「費用収益対応の原則」、「費用配分の原則」の理念のもとで、引当金の解釈を試みることと定義されている。また、この「発生主義」、「費用収益対応の原則」、「費用配分の原則」の理念のもとで、引当金の規定を分析する立場を「引当金の基本的視点」と定義して論考している。

本論文の主な内容は、（1）企業会計原則と商法上の引当金上の特徴と解釈等、（2）企業会計原則と商法規定の引当金の違い及び接点等、（3）負債性引当金と負債との関連性、（4）商法（会社法）と企業会計原則の特色からの比較等、（5）資産負債中心観と収益費用中心観

における引当金認識方法の比較と解釈、そして（6）税法上の引当金の検討である。

以下、章を追って概要を述べることにしたい。

本論文には、先ず第1に、引当金の主たる歴史的経緯を辿ることで、発展段階における特徴を洗い出しながらその後の引当金会計への影響等を考慮しつつ、基本的解釈でもって分析している。そのため、引当金の基本規定であると考えられる「企業会計原則」と「商法」を中心に歴史的経緯から抽出される特徴を分析する方法でもって、引当金の解釈を行っている。

現在、わが国の会計制度は国際会計基準（IAS）や国際財務報告基準（IFRS）の流入は避けられない現状がある。そこで、これまで使用されてきた引当金が存在しなくなる可能性があることを危惧しつつも、引当金が企業実績を真に反映し、また財務会計に長く果たした功績等を高く評価する論調となっており、引当金の必要性・重要性に関する更なる検討がなされるべきという観点から論議が尽くされている。

第2に、1974（昭和49）年企業会計原則は、引当金の計上要件である注解18を新設したが、その内容から意義や特徴などを明らかにしている。新設の注解18には多くの見解がみられ、特に利益留保性引当金計上を容認する規定もみられたため、引当金計上の基本原則の点から引当金に該当しないと解釈されたことで、規定内容的には問題があるという。その問題とは、規定上の引当金は利益処分による規定が許されるのか、債務性の引当金と債務性がみられない引当金の計上を容認したのかなどである。「債務性」とは、過去に発生した事象が当期に認識され、当該事象が将来、発生の可能性が高いとされる条件下で認識され、さらに、その事象が予定の見積であるときは「負債性引当金」とされる。また、「債務性がみられない引当金」計上は、果たして、負債性の引当金として計上が容認されるかが問題となったとして、諸見解から論議している。

第3に、創設の注解18（「昭和49年注解18」）または修正注解18（「昭和57年注解18」）の両規定のはじめ（書き出し）の部分の規定は、文言に問題があるとする。つまり、前者規定が「将来の特定の費用（又は収益の控除）……」であり、後者が「将来の特定の費用または損失……」としている文言である。これでは引当金計上時にいずれも「費用の繰入れ」での表示であり、引当金の将来における支出や損失への補填を表現できておらず、これを一つとして読めるように見直案として、次のような提言をしている。

「引当金は予想される特定の損害による費用または損失について計上し、将来、当該費用または損失の発生ときは、経済的資源の流出がみられ、又は引当金による補てんがみられることを目的とした費用又は損失の繰り入れであって、その発生が当期以前の事象に起因し……（以下、注解と同規定）」と規定し、または、「引当金認識時は、将来の特定の費用又は損失であって……（以下、注解と同規定）」という規定で、引当金繰り入れ時と引当金使

用目的を明確にすることが理解できるのではないかと提言しているのである。

第4に、1982（昭和57）年企業会計原則は、それまでの評価性引当金を除き、固定資産に関して、一般に使用されてきた減価償却引当金を「減価償却累積額」へと修正したので、これへの否定論か肯定論かの「減価償却」をめぐる、いわゆる「番場・阪本論争」といわれる二大論争となった。これらの論議は、今日もなお色あせず、「引当金」の解明には欠かせない議論であるとして、これらの論争の中身を精査して、引当金の基本的解釈としては、「累計額」ではなく「引当金」の解釈の方に妥当性があると結論している。

第5に、「商法における引当金」に関して、商法改正の経緯を踏まえた上で、1981（昭和56）年商法第287条ノ2改正の問題点について、また2005（平成17）年創設の会社法の引当金規定についてその検討を行っている。会社法が、引当金会計について、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」（会社法431条）の採用によって、収益費用中心観の考え方を採り入れるようになったとの結論に至っている。

しかし、商法の引当金会計の中心は、「商法第287条ノ2の解釈における『広義説』と『狭義説』」についての議論は、避けて通れない研究対象であるため、それぞれの主張を解明する必要があった。

広義説は、商法の引当金規定が任意解釈といえたことから、負債性引当金を意味しているのではなく、特定の支出または損失に備えるための引当金として、そのため利益留保性の引当金を容認することから、引当金計上要件（事前発生原因当期存在、将来当該費用の支出の確実性、金額の合理的見積）には決別したとされた。したがって、「特定引当金」としての特別措置を認めたため、会計上の引当金とは区別していた。一方、狭義説は、条件付き債務の引当金と債務性のみられない引当金（修繕引当金等で注解18計上引当金）を認め、利益留保性引当金は否認したため、商法第287条ノ2の解釈の改正規定を限定的とするとの解釈を行っている。

第6に、2005（平成17）年、商法に代わり「会社法」が創設されたが、それまでの商法の規定は、資産もしくは財産評価にかかる「時価評価」によるべきとはあったが、引当金については具体的な評価規定はみられなかった。

会社法は、会社計算規則を定め、重要視される「負債の評価」に関する独自の規定を設け、引当金は「債務額」によると明示し（同規則6条1項）、かつ、その計上については「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」によるとしながら（会社法431条）、引当金については、「債務額」ではなく事業年度末における「時価」または「適正な価格」により評価することができる旨を定めている（会社法計算規則6条2項）。ただし、この適正な価格の典型的例には、退職給付引当金の設定に当たっては、「退職給付債務の額」ではなく、一

定の割引率で割り引いた「現在価値」をもってすることができると解されるとする。

引当金の評価については、企業会計原則や商法規定などに具体的詳細はみられない。これは、引当金の基礎とされる帳簿価格、取得価格が現実的に流動的で、変動が恒常化しているからであるとする。そこで、わが国の会計基準では引当金の評価方法が一般に規定されていないので、参照として、国際会計基準（IAS）37号の測定方法が述べられている。

第7に、第7章の「資産負債中心観と収益費用中心観における引当金の概念」については、種々の議論で、一つは費用の認識に誘導される引当金を計上する思考（本論文では「損益法アプローチ」と呼んでいる）と、他の一つは一定の要件を満たした負債の発生を認識することで引当金を計上する思考（同じく、「財産法アプローチ」と呼んでいる）である。この思考は、国際会計からの影響も無視できないことから、いずれの会計上の立場を採れるか、また、各立場からの解釈でいかなる影響や効果が生じるのかについての検討を研究の対象としている。その上で、長年、実務上も認め、わが国会計基準を支えてきた「収益費用中心観」を重視した視点から「資産負債中心観」と対比しながら種々、検討が加えられている。

したがって、結論のみを述べると、資産負債中心観に立脚する国際会計にあつては、財産法アプローチに基づく財務諸表の把握を目途に、時価評価重視の立場をとっており、時代の潮流を取り込む手法であるといえるけれども、損益法アプローチによる処理手法の利用は欠かすことはできない。何故ならば、例えば、資産負債中心観の評価は損益法アプローチの必要性が欠かせない。財産法アプローチの利点が、損益法アプローチのもつ特質と合致し、引当金計上の利用に有効に共生し、相互利用にかかる必要性の構築がみられるであろう。しかし、国際会計への流れの中、引当金は債務としての位置付けは肯定されても、引当金の完全な否定ではないことから、損益法アプローチ維持の引当金研究の必要性は十分あると結んでいる。

第8に、「税法上の貸倒引当金と回収不能債権の問題」と「改正法人税法33条と貸倒損失に係る解釈」の項目で、税法上唯一残った引当金について考察している。特に、税法上の引当金の研究が、何故必要であったのかについて触れられている。

1998（平成10）年以前は、当初、税務上の引当金は貸倒引当金、退職給与引当金、製品保証引当金などの6種類で構成されていたが、1998（平成10）年の税制改正で、法人税率の引き下げに伴う税収減の補填を目的として引当金の廃止と縮減が行われた。

税法上の引当金は、税制改正で課税ベースの拡大を目途に、廃止と縮減が図られたが、特に、貸倒引当金の制度は全額回収不能での要件としていた金銭債権の貸倒れを緩和する役割を担った。かかる状況下での中小企業や一定の金融機関を除いた貸倒引当金の制度廃止は、実務上の経営面や資本充実への影響を考慮すると疑問とする。その例として、第8章と第9

章で税法上の貸倒損失と貸倒引当金における問題点、また金銭債権の回収不能における貸倒れの要件の緩和の問題を洗い出して、検討している。

最後に、「終章」として、資産負債中心観のアプローチでも、引当金の計上余地は見出せないのかについて、私見を述べている。一般には、資産負債中心観では、債務は外部への債務であり、修繕引当金のような期間損益計算上の引当金、つまり費用の企業内部での期間的な見越し（いわゆる期間的な貸借）によるものは認められない。また、貸倒引当金は債権の評価の中で扱われる。

しかし、貸借対照表の貸方は、負債と資本（純資産）しかないのであり、負債といっても法的な債務のみを指すのではなく、負債は正確には「負債勘定」である。そうであるならば、複式簿記の機構に基づいて取引が会計処理されるのであるから、期間と期間の貸借も「会計上の負債」として認めてもいいのではないかと考え、資産負債中心観での引当金計上の肯定論を展開して、本論文を終わっている。

（論文の評価）

本論文は、わが国の会計制度、特に企業会計原則と商法（会社法）、それに税法（法人税法）の引当金規定から、その特徴や内容の検討・分析を行うことにより、引当金の「基本的解釈」を試みている。筆者によると、基本的解釈とは、引当金会計の基本原則である「発生主義」、「費用収益対応の原則」、「費用配分の原則」の理念の基で、引当金解釈を行うものである。

また、本論文は、筆者の経歴と深く関わっている。筆者は定年まで高等学校で「簿記会計」の先生をされており、その間に税理士試験に合格されて、現在は税理士事務所を開業し、税理士として実務に携わっておられる。税理士になられてから、大学院の博士前期課程と博士後期課程に在学され、研究活動を行っておりました。このような経歴の中で、つまり、高校生に対する教育及び税理士としての実務の現場での体験から、本論文のテーマである引当金に関する疑問、問題意識及び会計制度の不備・矛盾を体感され、教育者として、実務家として一定の解決策を導き出そうとするものであることを付け加えておく。

今日、会計の国際化の流れの中で、会計観が収益費用中心観から資産負債中心観に変化しているが、本論文の議論は、期間損益計算の立場から、引当金の必要性和重要性を強く説く論調となっている。

本論文の主な内容は、①企業会計原則と商法上の引当金上の特徴と解釈等、②企業会計原則と商法規定の引当金の違い及び接点等、③発生主義と引当金の関連性、④商法 287 条ノ 2 の解釈における「広義説」と「狭義説」、⑤引当金の見積り方法、⑥資産負債中心観と収益費用中心観における引当金の比較とその解釈、そして⑦税法上の引当金の検討、最後に、⑧

資産負債中心観での引当金肯定論を述べている。

また、本論文は、適正な期間損益計算を目的とする企業会計において、発生主義、費用収益対応の原則、それに費用配分の原則を引当金の基本原則と前提したうえで、企業会計原則や商法（会社法）の制度面から引当金の徹底的な洗い出しを行い、企業会計原則と商法（会社法）との両制度における特徴と相違点や接点、また、とりわけ「債務性」との関係に注意しながら、両制度における引当金会計のもつ意義や果たしてきた役割等について、検討がなされている。その際、引当金の創設時から今日に至るまでの変遷を観察し、いわば歴史的考察を行うとともに、両制度が寄って立つ損益法アプローチや財産法アプローチといった利益計算の基本原則から引当金の基本的解釈を行っている。

しかし、ここまでの研究では現在進行中の国際会計基準とのコンバージェンスやアドプションとの関係が欠落するので、研究としては、国際財務報告基準(IFRS)や国際会計基準(IAS)の検討は不可避である。そこで、本論文では、IAS第37号の引当金及びその改訂案であるIAS第37号改訂案の非金融負債について、資産負債中心観に基づいた比較検討がなされている。

では、本論に戻って、わが国の引当金会計制度の検討はどうなっているのか。

企業会計原則および商法・会社法における引当金会計の制度上の検討は、1974年(昭和49)企業会計原則の改正にともなう注解18とその後の改正である1982年(昭和57年)修正の注解18の規定をめぐる利益留保性引当金であり、また商法272条の2の利益留保性の引当金である特定引当金の引当金該当性の問題(例えば、広義説、狭義説の問題)に終始しているといっても過言ではない。本論文は、この点について、先行研究をどのように整理し、評価し、その上で、どのように自説を展開したのであろうか。

広義説は、商法改正にあった法務省担当官や経済界から支持されて、利益留保性の引当金を認めるもので、「恣意性」の介入を排除できず、費用収益対応の原則に基づく期間損益計算の点から問題であるにもかかわらず、会計学者の間でも多数説であったと批判する。一方、狭義説は、引当金の拡大よりも、発生の確実性を判断基準として、期間損益計算や費用収益の対応関係を重視する公正妥当な会計慣行に従って解釈がなされなければならない、利益留保性の引当金を否定する。また、引当金は元来、会計固有の概念であるので、商法が借用元と異なる法規定をすることには疑問を呈している。企業会計の固有概念であるはずの引当金の概念が、商法の変更によって変動することに警鐘を鳴らしている。この点は、これまで問題とされなかった指摘であると評価できる。

自説の展開は明快である。つまり、費用収益対応の原則に基づく適正な期間損益計算を保障するための引当金会計は、「将来の特定の費用又は損失」ではなく、当期にはすでにその原因が発生しており、将来確定＝実現する費用(損失は考慮されないとする)であり、「発

生の可能性が高く」ではなく、確定＝実現の可能性が高くないとはならず、その金額を合理的に見積もることができる場合に引当金の計上を認めるというものである。極論すれば、設定時には、すでに費用が発生しており（少なくとも原因は発生している）、将来発生するのは、費用又は損失の発生ではなくて、設定時の引当金の支出または補填が発生する（引き起こされる）のであって、見積もり計上という点において、未払費用と峻別されるのだとする。

さらに自説を最後のまとめとして展開する。資産負債中心観の会計においては、引当金は債務として取り扱われることになるが、かかる会計観の中でも、引当金の計上余地は見出せないのかについて、自説を述べている。

一般には、資産負債中心観では、債務は外部への債務であり、修繕引当金のような期間損益計算上の引当金、つまり費用の企業内部での期間的な見越し（いわゆる期間的な貸借）によるものは認められない。また、貸倒引当金は債権の評価の中で扱われる。

しかし、貸借対照表の貸方は、負債と資本（純資産）しかないのであり、負債といっても法的な債務のみを指すのではなく、負債は正確には「負債勘定」である。そうであるならば、複式簿記の機構に基づいて取引が会計処理されるのであるから、期間と期間の貸借も「会計上の負債」として認めてもいいのではないかと考え、資産負債中心観での引当金計上の肯定論を展開し論述している。まさしく、本論文の中でも特筆すべき箇所であり、先行研究には全く見られない新たな知見と評価できる。

以上のように、本論文は、先行研究にはみられない自説の展開と新たな知見が示されている。したがって、本論文は、博士（商学）の学位を与えるに十分な水準に達していると認められることができる。

学位論文審査委員

主査 熊本学園大学教授 末永 英男

副査 熊本学園大学教授 佐藤 信彦

副査 熊本学園大学教授 波積 真理

副査 熊本学園大学特任教授 山下 壽文

氏名（本籍）	林 優子（福岡県）
学位の種類	博士（商学）
学位記番号	博（甲）商 第16号
学位授与の日付	平成31年3月22日
学位授与の要件	学位規則第20条第1項該当
学位論文題目	都市におけるまちづくりと小売業 —商業機能研究を中心として—
論文審査委員	（主査） 熊本学園大学教授 出家 健治 （副査） 熊本学園大学教授 吉村 純一 （副査） 熊本学園大学教授 波積 真理 （副査） 元熊本学園大学教授 宇野 史郎

内容の要旨

本研究の目的は、都市や地域における小売業の役割・機能とは何か。物販業としての小売業と地域コミュニティとの関係は基本的にどのようなものなのか。都市や地域と小売業を取り巻く社会経済的な環境変化とともに、どのように変化しているのかを明らかにすることにある。この問題にいたった背景は、わが国の経済発展がこれまで人口増加という企業側からすると大きな消費基盤に支えられてきたという状況から、1980年代以降のバブル経済とその崩壊による経済不況とともに、人口は増加するという拡大路線の流れが少しずつその様相を変え、長期化する経済不況とともに人口減少時代へと大きく覆される状況に置かれているということである。また人口減少のなかでも、少子化の進展と高齢化、高齢社会の到来を迎えている現状がある。このような状況は、これまでの小売業の成長拡大のための戦略では難しい状況になっていることを意味するのではないだろうか。

これまでの人口拡大に伴う都市の成長・発展、ひいては経済発展とそこでの小売業の革新（イノベーション）、大規模化や革新的技術導入による経済的効率性を追求する経営戦略やそのあり方から、今後さらに進行するとされている人口減少社会のなかで、小商圈化する消費需要に対して果たすべき小売業の進化やその役割・機能について、地域経済・地域社会からの視点と小売業の空間的構造変化を所与として、改めて小売業の存立根拠と商業機能を再考することで明らかにしていくことである。

ここで小売業というのは、中小小売業やその集積である商店街に限ることなく、地域の中に存在する大規模小売店舗等も含むものとする。地域の生活環境においての生活インフラの1つとして小売業と捉えていく。ただし、大規模小売店舗は、その大型店舗において、多くの商品に関するあらゆる面での品揃えやサービスを十分充実しているため、生活インフラとしての機能は十二分に発揮することができるであろうが、このような店舗への利用者は、立地状況も考えると自動車利用による人々が前提であり、自動車利用が出来ない人々にとっては利用も困難になる。今後も、進行するとされている人口減少と少子高齢社会においては、コンパクトシティ構想、小さな拠点づくりが提唱されている。もちろん、都市や地域の特性によって、このコンパクトシティの考え方、小さな拠点づくりの計画も異なるのが当然であろうが、生活インフラとしての小売業を考える際には、中小規模店さらには小規模店舗への大きな期待があるのではないだろうか。

人口減少と少子高齢社会の進行は、その都市や地域の人口密度を下げ、点在する人々に十分な行政サービスを提供することも難しくなっていく社会を意味するであろう。そのような社会にあっては、公的サービスの提供をどのように検討していくのかも問題ともなっている。そこで先述したような、従来型の流通システムから消費者（生活者）に自ら近づき消費者（生活者）の潜在需要を積極的に掘り起こししていこうと新たなシステムの萌芽と成り得る4つの形態、すなわち①「宅配サービス」、②「移動販売」、③「店への移動手段の提供」、そして④「便利な店舗立地」の提案であった。①から③までは主体者が小売業であったり、行政であったり、あるいは小売業と行政による連携事業として進められているもので、採算ベースを考慮すると継続が難しい場合があり、試行錯誤で取り組まれている。一方、④の「便利な店舗立地」においては、近隣型小規模店舗を消費者（生活者）の近くに作っていこうとするもので、都市部ではその役割をコンビニエンスストアが担ってきており、また最近では大手流通業者による小型スーパーの展開、過疎地や農村部でも農協の購買部門などがスーパーマーケット機能を担っている。さらには撤退店舗の跡地を利用し、地域住民の有志が出資し、地域コミュニティが共同で運営する代替店舗を作る例が広がっているという。

この④の「便利な店舗立地」について、その典型的な例が沖縄県に現在でも存在する「共同店舗（共同売店）」である。沖縄本土全域に存在するわけではなく、高齢化が進む本島北部や、現在では多少沖縄周辺離島にもコンビニエンスストアや大型スーパーの進出がみられるが一部の大きな離島のみであるため、それ以外の離島では未だにこの「共同店舗（共同売店）」が存在し、地域住民にとっての商品購買の拠点あるいは地域コミュニティの場として機能し存在している。地域コミュニティの場としての社会的な存在意義を持ったこれらの「共同店舗（共同売店）」も、近隣に出店している大型店やコンビニエンスストアに顧客を奪われると

ともに、ますます立地する地域内での居住人口の減少、さらには目まぐるしく進展しているICT活用による商品購買機会に伴って、閉店を余儀なくされているところも出てきているのが現状である。

様々な要因にともなって閉店を余儀なくされている共同店舗（共同売店）だが、閉店の理由はそれだけではない。共同店舗（共同売店）としての事業運営における採算性や商品の品揃え・提供価格といった事業運営に係る経営状況の問題も大きなものとなっている。この問題は、中小零細小売業の存立要件とも似たものがある。もちろん、これだけが問題ではないことは周知の事実であると思われる。

上述したように、本研究は都市や地域における小売業の役割・機能とは何か。物販業としての小売業と地域コミュニティとの関係は基本的にどのようなものなのか。小売業は、都市や地域において、規模の大小は別として物販業としての経済的な存在を確立しているが、その経済的な存在とともに、地域コミュニティの担い手という社会的な存在をも持ち合わせている。人口増加や経済発展とともに、小売業の経済的な存在意義が大きくクローズアップされた時期から、人口減少と経済の停滞・低成長になるに従い、社会的な存在意義が注目されてきている。コンパクトシティの中ではこの両面を活かしながらその存在を確保していくことが求められているのではないか。沖縄の共同店舗（共同売店）の事例は、ある意味特殊事例かもしれないが、現在の多くの都市や地域が抱える地域コミュニティの維持や生活インフラとしての小売業のあり方に1つの示唆を与えることが期待されると思われる。

審査結果の要旨

（論文の主題）

本論文は、これまでの都市におけるまちづくりと小売業の商業機能の研究成果が人口増加の時代の人口構成を考慮しない状況を想定したあり方であったことを明らかにし、人口減少時代と超高齢化社会により人口の過疎と人口構成における高齢者の考慮という新たな状況下においてこれまでの研究成果が社会的に適応できない部分、つまり買物先の空白地帯の拡大による買物難民問題に代表される「都市空間的な穴」や、高齢化社会における買い物弱者問題や地域コミュニティのからの孤立によるフードデザート問題に代表される「社会的な穴」が拡大しつつある部分に着目して、新たな時代の都市における小売商業機能のあり方を地域と社会の視点から問い、その方向性を提示した内容のものである。

(論文の概要)

本論文のテーマは「都市におけるまちづくりと小売業—商業機能研究を中心として—」で、全体が1章から7章によって構成され、本文は119ページ(40文字×36行)からなる。

本論文は、都市や地域と小売業を取り巻く人口減少と高齢化社会の到来という社会経済的環境変化において都市や地域における小売業の役割・機能のあり方、物販業としての小売業と地域コミュニティとの関係のあり方を明らかにすることを目的にしている。

この問題にいたった背景は、わが国の経済発展が、高度成長期の人口増加と大きな消費基盤によって支えられてきた状況から、低成長期に移行し、とくに1980年代以降のバブル経済とその崩壊によって1990年代から長期不況の持続へと移行するなかで、高齢化と人口減少をとまなうという様相の変化によって、小売業を取り巻く都市や地域の環境が大きく変わってきたという事情がある。

このような変化から、これまで論じられてきた都市の小売業のありかた、つまり都市や地域の小売商業機能のあり方は、人口増加による成長拡大志向を想定していたゆえに、難しい状況になってきたのではないかという問題意識が生まれたことである。

そこから、これまでの人口増大・拡大にとまなう都市の成長・発展、そして経済発展と資本論理を背景としてもつ小売業の革新(イノベーション)、大規模化や革新的技術導入による経済効率化を追求するという小売業の拡大戦略的なあり方は、人口減少、高齢化社会にとまなう小商圈化する消費者需要の縮小の時代において小売業の役割や機能のあり方を改めて再考する段階にきたという。

その視点にたって、本論文は、これまでの理論の検討をしながら、人口減少と高齢化社会において生ずる「都市空間の穴」「社会的な穴」を埋めるために、市場と地域の連携による社会的な地域コミュニティを基盤とした小売商業機能の観点から論理展開をし、沖縄の共同売店(社会的資本の意味あいをもつ共同店舗)の事例でもってその方向を理論的に提示した内容のものである。

以下では、論文の概要を簡単に解説することにする。

序章では本論文の問題の所在と研究目的について論じている。

人口の減少時代、超高齢化時代において都市そのもののあり方が多極的ネットワーク型コンパクトシティの方向へと移行し、「都市空間の穴」「地域の社会的な穴」の問題の派生を踏まえた上で、先行研究を押さえながら諸見解を検討する。そしてその見解に対する問題提起をして、都市や地域の小売商業機能のあり方を地域コミュニティの視点にたって市場と地域(社会)の連携という視点から捉え直し、沖縄の共同店舗の事例をあげて、新たな商業機能のあり方の理論展開を示すという本論文の目的をここで論じている。

第1章の「都市経済の動態と小売業の役割」は以下のような構成である。

- 1.はじめに
- 2.都市経済のなかの小売業
 - (1)都市経済と人口構造
 - (2)都市の成長・発展と小売業
 - (3)都市のなかの小売業
- 3.都市の拡大成長と小売業の業態展開
 - (1)新業態の成長
 - (2)既存業態と新規業態
- 4.小売業の立地環境変化と都市の縮小
 - (1)小売業の立地環境変化
 - (2)都市の縮小・再編と小売業の役割

ここでは、都市経済の成長・拡大から縮小・再編成へと向かう都市経済の動態について商業統計データを使って分析し、そのような変容の中で都市や地域における小売業の業態や立地の変化を押さえ、小売商業機能がこれらに大きな影響を受けながらも都市や地域において都市の社会的共同資本として人々の集客や賑わいをもたらしている都市機能の役割を明らかにしている。

第2章の「都市の発展と都市構造—都市の小売業集積と再開発の課題」は以下のような構成である。

- 1.はじめに
- 2.都市と空間的サイクルモデル—クラッセン・モデルにみる都市の発展
 - (1)クラッセン・モデルにみる都市の発展
 - (2)都市の対内的側面におけるダイナミズム
 - (3)都市構造の変化と計画的コントロールの必要性
- 3.小活

ここでは、すでに論じられている、クラッセンの都市発展段階モデルにそった小売業の発展形態としての都市の空間構造による小売商業集積構造についての諸見解を理論的に検討し、あらためて小売商業集積が公共的性格として都市空間を提供する社会的共同集合消費手段として公共的性格をもつものと確認し、資本の論理に委ねることの問題を提起する。そして、都市の疲弊、中心商店街の衰退が顕著になるなかで、市場と地域の連携の視点から「まちづくり」の観点にたつて、民間企業の活力をそがないように配慮しながら、規制と再都市化に向けた計画的な再開発の必要性をあらためて問題提起している。

第3章の「小売業と都市再開発の国際比較」は以下のような構成である。

- 1.はじめに
- 2.都市の発展と都市構造の変化
 - (1)クラッセンにみる都市の発展構図
 - (2)都市構造の変化と計画的コントロールの必要性の視点
- 3.都市と小売業—開発・立地規制
 - (1)都市の成長・発展のなかにみる小売業
 - (2)小売業開発・立地規制の概略
- 4.小売業と「街づくり」政策の国際比較
 - (1)中心市街地活性化・街づくりのなかでの小売業のかかわり
 - (2)国際比較で見られる同質化と多様化

ここでは第2章の規制と再都市化に向けた計画的な再開発の必要性という問題提起をうけて、小売業と都市開発の関係に関する国際的な比較研究を、アメリカの研究を踏まえつつ、イギリス、ドイツを主にとりあげて、日本と比較しながら検討する。そして、都市計画・立地規制については歴史的な発展が異なることによって多様性が見られるものの、中心市街地における小売業の活動を通して資本の論理にまかすことなく都市計画・立地規制を中心とした取り組みをしているという点で共通性があることを明らかにした。

第4章の「小売業とまちづくり政策の変遷—人口減少時代の小売業」は以下のような構成である。

- 1.はじめに
- 2.都市と小売業
 - (1)立地産業としての小売業
 - (2)都市の成長・拡大と小売業の展開
- 3.都市の成長・拡大から成熟化へ
 - (1)逆都市化から再都市化への取組み—まちづくり三法の制定
 - (2)まちづくり三法から改正まちづくり三法へ
 - (3)都市が直面する新たな問題—人口減少時代の到来
- 4.成熟化社会における小売業
 - (1)コンパクトシティとは
 - (2)小売業の位置づけ
- 5.小活

ここでは人口減少の時代に入ってみられた都市の小売業におけるまちづくり政策の変遷を

フォローしつつ、新たな局面を迎えたなかでこれまでの地域の外延的拡大政策視点から中心部にむかって都市内部集中型政策視点への方向転換と、そこでの多極ネットワーク型のコンパクトシティ構想と連動したまちづくり政策を検討する。そして都市というものはそこに集住している人の集合体であり、生活全般の衣食住に関わる社会的共通資本が存在するところであり、それぞれの時間軸による都市に成り立ちにより固有の文化や歴史が集積している場所でもあり、またコミュニティという形で人々が紐帯を結ぶ場所でもあると位置づける。そしてこのような多様な機能をもつ都市において社会的集合的な消費手段として小売業は物販サービス機能を担い、人々の集客や賑わい機能を果たす点で中心地性を担うという点で重要であるという。そしてその小売業の外部性において美術館や映画館、劇場、図書館、遊戯場、スポーツ、さらに学校教育、病院、行政諸機能などが配置され、人々の生活全般にわたる諸機能が都市には配置されているという。このように小売業は都市においてこれらの機能の中心に置かれ、都市において果たす役割は大きいという。その意味で今後の人口減少の社会に向けて都市のあり方がコンパクトで賑わいあふれるまちづくりという方向性のなかで小売業は重要な役割を果たすという。

第5章の「新たな局面を迎えたまちづくり政策—コンパクト化への取り組み」の構成は以下の通りである。

- 1.はじめに
- 2.人口減少時代の都市問題—都市が直面する新たな問題
 - (1)都市が直面する問題—人口減少
 - (2)人口減少のなかの小売業
- 3.まちづくり政策の転換
 - (1)都市のとらえ方とまちづくり
 - (2)まちづくり政策の転換
- 4.コンパクトシティの今日的な意義
 - (1)コンパクトシティとは
 - (2)コンパクトシティの実現性

ここでは、第4章で考察したように、人口減少と高齢化社会においてコンパクトシティ構想における小売業の位置は重要であるという観点から、コンパクトシティについて立地適正化にもとづくコンパクトシティの動き、多核連携都市への取り組みや中心市街地活性化の取り組みなどを中心に検討している。そして、そこではまちづくり三法とその改正を通して、人口減少と高齢化社会においてコンパクトで賑わいのあるまちづくりはかなり有効であるという視点からメリットを明らかにしつつ、他方で、コンパクトシティは理論的に正しくとも

実効性において疑念があることも明らかにし、実現性の問題点を指摘する。つまり、人々の中心部への再移動はこれまでのコミュニティを解体し、再構築するという点で解決しなければならぬ問題点があり、また地方都市において生じうる可能性の高い交通環境負荷の高まりなども問題点として指摘し、絵に描いたような形で必ずしも動かないことを指摘している。

第6章の「沖縄における経済発展と小売業—地方都市における格差社会の現状」の構成は以下の通りである。

- 1.はじめに
- 2.沖縄県における産業構造の特殊性
 - (1)沖縄県経済の発展と経緯
 - (2)沖縄の都市経済の特殊性
- 3.沖縄県における小売業の発展の経緯
 - (1)復帰以前と復帰後の状況
 - (2)沖縄県における位置づけと小売業の実態
- 4.大型店の発展と地域間問題
 - (1)大型店の発展
 - (2)沖縄県内における地域間格差の問題
- 5.小活

ここでは人口減少、高齢化社会の到来に向けて小売業のあり方を沖縄の共同売店を次章で取り上げるために、この章では沖縄の経済と小売状況をこれまでの論理展開をふまえて論じている。とりわけ、本土とちがって沖縄は地域におけるコミュニティが依然として相対的に強いところであるから、次章の伏線として沖縄経済の特殊性と小売業の展開をここで論じている。

第7章の「小売業と地域コミュニティ—高齢社会と沖縄の共同売店から考える」の構成は以下の通りである。

- 1.はじめに
- 2.地域社会の変容
 - (1)都市の発展と小売業のイノベーション—成長型都市のなかでの小売業
 - (2)高齢社会の到来による小売業と都市—成熟型都市
- 3.沖縄の共同売店の発展から見る小売業とは
 - (1)共同売店というシステムと誕生の歴史
 - (2)共同売店の果たしていた役割
- 4.小売業と地域コミュニティ—高齢社会を迎えて

(1)「空間的な穴」からみるフードデザート問題と買物難民問題

(2)「社会的な穴」からみる高齢社会問題と小売業

5.小活

ここでは人口減少、高齢化社会の到来はこれまでの都市や地域の小売商業機能が「空間的な穴」(フードデザートや買物難民問題)と「社会的な穴」(高齢化社会問題)に対応できない状況を引き起こすことになった状況を明らかにした。つまり、これまでの都市における小売業を巡る空間的配置が人口減少や高齢問題に対して「空間的・社会的」な「穴」を引き起こすことになったのである。

ここでは地域の社会的なコミュニティと密接に関わって発展してきた沖縄の共同売店をとりあげ、その問題の解決の方向の一つとして提案をしている。地域コミュニティの社会的な「場」としても機能している共同売店は、成熟化した都市における人口減少と高齢化した地域においてコミュニティ機能と密接な関係を持ち、社会的な色合いの強い小売商業機能のあり方がこのような時代において評価されるのではないかというのがここでの結論である。

(論文の評価)

本論文は小売業の商業機能のあり方を、人口減少時代の超高齢化社会において考察したものである。報告書の論文主題において指摘したように、これまでの都市におけるまちづくりと小売業の商業機能の研究成果は主として人口増加の時代の人口構成を考慮したものであった。しかし、人口減少時代と超高齢化社会により人口の過疎と人口構成における高齢者の増加という新たな状況下において、これまでの研究成果が社会的に適応できない内容のものであるという視点にたって論じている。

もちろん、人口減少と高齢化時代を踏まえて、フードデザート問題や買物弱者・買物難民問題に焦点を当てて、小売商業機能の問題を取り上げている研究は最近多く見られるようになった。その点でこの研究視点が全く新しいというわけではない。だがその多くは長期的な時間軸の中で、統合的な視点から論理的に整理をして問題設定をしながら研究をしているわけではなく、人口減少と高齢化社会という時代の限られた枠組みの中でのみ問題設定して研究しているのが現状である。その点で本論文と大きな違いがある。

本論文は、①人口増加と人口減少の時代を長期的に俯瞰するかたちで都市における小売商業機能を論理的歴史的な観点に立って批判的に整理しながら論じたという点で、②これまでの都市における空間的な商業機能の研究が人口増加による外延的拡大志向と人口構成を考慮しないことを前提に論じられてきたことを明らかにして、人口減少時代の縮減社会による都市のあり方、高齢化社会の到来による高齢者に対応した小売商業機能がこれまでの研究成果

である都市流通システム理論や小売業のまちづくり政策理論では解決できないことを明確に論じたという点で、さらに③人口減少、高齢化時代の小売業の問題点を、買物難民問題に代表される「都市空間的な穴」と高齢化社会における買い物弱者問題や地域コミュニティからの孤立によるフードデザート問題に代表される「社会的な穴」として整理し、これらの部分が拡大しつつある中で、新たな時代のその商業機能のあり方を地域と社会の視点から問いつつ、地域社会的なコミュニティ機能をベースに小売商業機能を位置づけ、地域における人々の小売商業機能を確保するという社会的使命の実現、社会的価値目的の実現のための理論的な位置づけを念頭において、地域の社会システムの問題を解決するために非市場領域の社会的経済市場において社会的資本（ソーシャル・キャピタル）による小売商業機能の構築のための共同売店という新しい方向を提示した点で、高く評価できる内容のものであるといえる。

以上の点を踏まえ、審査員の先生方と協議の上、本論文が博士号の学位授与にあたる内容のものであるという合意をえたので、本審査委員会は本論文をもって博士号の学位授与が「可」とであると判断したことをここに報告をする。

学位論文審査委員

主査	熊本学園大学教授	出家 健治
副査	熊本学園大学教授	吉村 純一
副査	熊本学園大学教授	波積 真理
副査	元熊本学園大学教授	宇野 史郎

氏名（本籍）	武田 健太（熊本県）
学位の種類	博士（経済学）
学位記番号	博（甲）経済 第11号
学位授与の日付	平成31年3月22日
学位授与の要件	学位規則第20条第1項該当
学位論文題目	地域産業連関表の拡張に関する理論と実証
論文審査委員	（主査） 熊本学園大学教授 田中 利彦 （副査） 熊本学園大学教授 慶田 收 （副査） 熊本学園大学教授 中村 良広

内容の要旨

地域経済は、産業空洞化やサービス経済化による製造業からサービス業への重心の移行に伴う、地場産業の衰退や都市部への産業の集中などの様々な構造的問題を抱えており、地域経済の活性化が急務となっている。このような状況下で、地域内に大きな経済効果をもたらす観光産業の可能性が注目されており、全国各地で積極的に地域の特性を活かした観光事業が取り組まれている。このような事業や政策等の有効性を高める為には、その地域の置かれた経済状況を把握しなければならない。そこで有用となるのが地域産業連関表である。

地域産業連関表とは9地域区分や都道府県等の国未満の規模の地域を対象とし、一定期間内に当該地域で行われた財・サービスの取引を行列で表した統計表である。地域産業連関表は産業・経済主体間の相互依存関係を記述しており、対象地域の経済構造や公共事業の経済波及効果などを分析することができ、政策等の有効性を判断するツールとして活用されている。また、地域産業連関表は当該地域内の財・サービスの取引のみを対象とした地域内産業連関表（地域内表）と、複数地域間の取引を対象とした地域間産業連関表（地域間表）に分けられる。

我が国においては、地域内表は上記の9地域区分や全都道府県で整備されているが、小地域では政令市等のある程度の経済規模の有する地域等でしか作成されていない。地域間表に至っては、全国9地域間や三重県内外二地域間、大阪府周辺県地域間等の限られた地域でしか整備されていない。これらは何れも、地域間取引や小地域内取引に関する基礎統計の不足、人員、予算などの制約によるものである。地域経済の疲弊により厳しい状況に置かれている

のは都道府県未満の小地域であり、その様な地域にこそ産業連関表のような地域の経済構造を網羅した指標が必要である。それにも関わらず、様々な制約から整備が進んでいない状況にある。また一般に、地域の経済規模が小さくなるほど他地域との相互依存関係が強まる。これは域際収支割合が高いことを意味し、地域経済を分析する上で地域間取引は無視できない要素である。特定小地域や地域間の相互依存関係を考慮に入れた分析を行うためには、それらを明示的に取り込んだ地域間表が必要となるが、上述の通り地域間産業連関表の整備状況は芳しくなく、小地域を含めたものとなると作成されているのは一部の道県のみである。

そこで本論文では、既存の産業連関表を拡張することで、県内外地域間、小地域内、小地域を含む三地域間の産業連関表を作成し、これらの地域内・地域間の経済構造及び当該地域内で実施される観光イベントの経済波及効果の分析を行った。各表の作成は、何れも既存産業連関表及び各種統計を用いたノンサーベイ・アプローチにより行っている。

まず、I章では『平成23年 全国産業連関表』と『平成23年 熊本県産業連関表』より、『平成23年 熊本県内外二地域間産業連関表（熊本県内外地域間表）』を作成し、県内外地域間の経済構造を分析するとともに熊本城マラソンの地域間経済波及効果を推計した。その結果、熊本県は第三次産業化への移行に伴い投入産出の面では第二次産業の県外依存度が高くなっている。また影響力・感応度係数を見ると、第三次産業の中でも所謂都市型産業の感応度係数が全国平均よりも低く、相対的に製造業の集積や産業面での都市化の進展が遅れていることが示された。熊本城マラソンによる経済波及効果については、県内では事業及び観光消費に直接関連する産業の、県外ではそれらに間接的に関連する産業の経済波及効果がそれぞれ大きい。二地域間で異なる波及パターンが示されるとともに、経済波及効果の全体の約4割が県外へ及ぶことが明らかになった。

次に、II章ではI章の『熊本県内外地域間表』と各種統計を基に、『平成23年 熊本市産業連関表』を作成し、市内の経済構造を分析するとともに熊本城マラソンによる市内経済波及効果を推計した。熊本市の経済構造を見ると市の生産額は県の約4割を占め、中でも第三次産業はほぼ半分に上っている。特化係数から見ても、事業所・個人向けサービス対応型の都市型産業への特化傾向が示された。熊本城マラソンによる経済波及効果については、市内モデルを用いた推計によって県内モデルによる推計結果の9割が市内に及ぶと推計された。これを第三次産業に限ってみると市内比率は約95%に上ることが示された。

続いて、III章では地域間交易（係数）の推計方法について、本論文が参考とした小地域表や多地域間表の作成事例を取り上げ、その特徴について比較検討を行った。

最後に、IV章ではI、II章で作成した『県内外地域間表』、『熊本市表』を組合せ『平成23年 熊本市-市外-県外地域間表』を作成し、三地域間の経済構造を分析するとともに MICE

施設活用による経済波及効果を推計した。地域間取引構造を見ると、市内外共に県外取引が最大で、熊本市は県外からの工業製品の移入、市外へのサービスの移出が、市外では輸送機械や半導体関連のサプライチェーンを通じた県外・海外取引がそれぞれ大きく、県内間取引の割合は比較的小さいことが明らかとなった。MICE 施設の経済波及効果について三地域別に効果をみると、約 4 割が市内に、約 1 割が市外に、約 5 割が県外に及ぶと推計された。マラソンの場合と同様に、県内では効果の大部分が市内に及んでおり、県外を含めた全体では県外に非常に大きな効果をもたらすことが示された。産業別には熊本市では事業及び観光消費支出の直接効果が、市外では観光関連の、県外では観光・事業関連の投入財部門への間接効果がそれぞれ大きく、三地域で異なる波及パターンが示された。しかしながら、市内において間接効果は限定的であり、市外においては効果そのものが小さく、観光事業の経済波及効果は県内において直接的なものに留まることが明らかとなった。経済波及効果を高めるためには、県内において事業・観光関連の投入財部門の集積と県内産業間の連携が必要である。また、跳ね返りの経済波及効果を見ると、マラソン、MICE 共に県においては県内効果の 1 % 前後、市、国においては市内、国内効果の 5 % 前後に上ると推計された。

以上で示したことは、小地域表及び地域間表を作成することで初めて明らかになったと言える。地域内モデルとの比較を見る限り、都道府県内の経済波及効果の推計だけであれば都道府県内モデルによる分析でも充分であると言えるが、県外への波及効果は非常に大きく無視できるものではない。従って、地域間の経済構造を把握し、それを考慮に入れた政策・イベント等を実施・評価を行う場合、地域間表は必要不可欠であると言えよう。

審査結果の要旨

(論文の主題)

武田氏は既存の産業連関表をベースとして独自に、ノンサーベイ法による地域内産業連関表、地域間産業連関表の作成を試み、これらの作成した表をもとに地域内経済構造、地域間取引構造を明らかにしている。また、地域経済活性化の手段として期待を集めている観光事業に関し、作成した産業連関表を用いてその経済波及効果について実証分析を行うことにより、観光事業の地域経済へのインパクトを推計し、施策の有効性を検証している。

(論文の概要)

武田氏の論文は 4 章で構成されている。

第 1 章では、直近の熊本県産業連関表と全国産業連関表を用いて、全国を熊本県とその他

の地域に分割した二地域間産業連関表を作成している。チェネリー=モーゼス型モデルを適用し、地域間交易係数を求めることによって二つの地域内産業連関表を連結し、熊本県と県外の二地域間産業連関表を構築した。

作成した二地域間産業連関表をもとに、熊本県の地域間投入構成、地域間需要構成をみることにより、投入産出構造の特徴を浮き彫りにしている。また同時に、逆行列係数を用いた地域別産業別生産波及効果、影響力係数、感応度係数による産業のタイプ別分類により、二つの地域における産業特性を明らかにした。

この二地域間産業連関表を用い、輸入内生型地域間均衡産出型決定モデルによって熊本城マラソンの地域間経済波及効果の分析を試みている。地域別産業別波及効果を推計することにより、熊本城マラソンが地域経済に与えた影響を数量的に示すとともに、直接効果に対する波及倍率を用いてそのインパクトを求めた。また、地域内産業連関モデルとの比較により、跳ね返り需要の波及効果を推計し、熊本県内と県外との相互依存関係を数量的に示した。

第2章では、直近の熊本県産業連関表と全国産業連関表及び各種統計資料を用い、小地域を対象とした熊本市産業連関表を作成している。2017年に熊本市が初めて公表した熊本市産業連関表における整合性の問題を回避し、ノンサーベイ法の一つである生産・需要シェア法に独自の修正を加えた方法を適用することによって熊本市産業連関表を構築した。

作成した産業連関表をもとに、熊本市の経済構造について産業別需給構造、特化係数をみることにより、事業所・個人対応型都市型産業の集積状況を明らかにしている。また逆行列係数を用いた地域別産業別生産波及効果、影響力係数、感応度係数によっても、熊本市の都市型産業への特化を確認している。

この熊本市産業連関表を用い、第1章と同様に熊本城マラソンを取り上げ、移輸入内生型均衡産出高決定モデルによって経済波及効果の分析を試みている。第1章では県レベルの波及効果は推計できたが、熊本市自体への波及効果が不明であったことから、このモデルを用いて熊本市における産業別波及効果と直接効果に対する波及倍率を数量的に示した。また県内モデルとの組み合わせにより、併せて市外への経済波及効果も推計した。

第3章では、地域間産業連関表を作成する時に重要となる地域間交易係数の推計方法について比較検討を行っている。具体的には、県内外地域表を用いた移輸出入法、LQM、グラビティモデル、RAS法、EMALEX、生産・需要シェア法についてサーベイを実施した。このようなサーベイのもと、第4章では生産・需要シェア法による地域間交易係数の推定方法を採用している。

第4章では、垂直型地域間産業連関表である、熊本市—市外—県外三地域間産業連関表を直近の熊本県産業連関表と全国産業連関表及び各種統計資料を用いて作成している。独自の

生産・需要シェア法を適用し、地域間交易係数を求めることによって初めて熊本市—市外—県外三地域間産業連関表を構築した。

作成した産業連関表をもとに、熊本市—市外—県外の経済構造について特化係数、地域間交易構造により、各地域の産業特性、各地域間の交易状況の特徴を浮き彫りにしている。また地域別産業別投入構造、需要構造をみることにより、各産業が生産活動においてどの地域の間投入に依存し、中間・最終需要をどの地域からの供給に依存しているかを明らかにした。

この三地域間産業連関表を用い、輸入内生型地域間均衡産出高決定モデルによって MICE 施設事業の地域間経済波及効果の分析を試みている。観光庁モデルを活用して最終需要増加額を算定し、それをもとに地域別産業別波及効果を推計することにより、MICE 施設事業が地域経済に与える影響を数量的に示すとともに、直接効果に対する波及倍率を用いてそのインパクトを求めた。また、地域内産業連関モデルとの比較により、跳ね返り需要の波及効果を推計するとともに地域間産業連関モデルの優位性を示した。

(論文の評価)

熊本学園大学大学院規程集及び経済学研究科博士後期課程論文審査基準に基づき、審査委員会は平成 31 年 2 月 1 日に学位論文審査を行った。その結果、武田氏の論文に対する評価は次に示す通りとなった。

武田氏は一貫して地域産業連関表の拡張を試み、独自に熊本県内外地域間産業連関表、熊本市産業連関表、そして垂直型三地域間産業連関表である熊本市—市外—県外産業連関表の構築を行い、多大の労力を投入してそれを成し遂げている。その際、先行研究において開発された、ノンサーベイ法の一つである生産・需要シェア法に独自の修正を加え、熊本市産業連関表、熊本市—市外—県外産業連関表の作成を行ったことは高く評価できる。また、三つのタイプの産業連関表を活用することにより、熊本市、市外、及び熊本県内外の経済構造に加え、これらの地域間の財・サービスの交易状況についても明らかにしている。

さらに、作成した産業連関表を用い、均衡産出型決定モデルによって熊本城マラソン、MICE 施設事業といった熊本市における観光事業の経済波及効果の分析を行っている。三つのタイプの産業連関表に対応した均衡産出型決定モデルを考え、それをもとに地域別産業別波及効果を求め、観光事業の経済面から見たメリットを明らかにした点は高く評価できる。また、地域間産業連関モデルを使った波及効果と、熊本県産業連関表、全国産業連関表を用いた地域内産業連関モデルの波及効果を比較し、跳ね返り需要の波及効果を求め、地域間産業連関モデルの優位性を具体的に示した点も評価に値する。

以上の理由により、博士学位論文の審査の評価を可と判断した。

学位論文審査委員

主査 熊本学園大学教授 田中 利彦

副査 熊本学園大学教授 慶田 収

副査 熊本学園大学教授 中村 良広

氏名（本籍）	福間 比呂志（福岡県）
学位の種類	博士（経済学）
学位記番号	博（甲）経済 第12号
学位授与の日付	平成31年3月22日
学位授与の要件	学位規則第20条第1項該当
学位論文題目	多国籍企業の所有権構造と参入戦略
論文審査委員	（主査） 熊本学園大学教授 細江 守紀 （副査） 熊本学園大学教授 慶田 收 （副査） 熊本学園大学教授 坂上 智哉

内容の要旨

本論文では、昨今の加速するグローバル経済を牽引している多国籍企業（MNE¹、NNC）の経営活動に焦点を当て、MNEの海外経営戦略の決定要因となる、海外市場における生産地域選択と参入形態（=modes of operation）に関する意思決定をゲーム理論に基づくモデル分析により考察する。特に、分析に際して、本社企業であるMNEとサプライヤーの交渉格差に注目する。分析を通して、企業の市場参入の在り方だけではなく、国内外の経済厚生に及ぼす影響についても分析し、結果的に政策論的視野で、現実的な貿易政策に関する理論的含意を提示することが本論文の目的である。

代表的なMNEの外国市場への参入形態としてFDI（対外直接投資）がある。FDIでは、本社と海外子会社が部品の調達から完成品の生産に至るまで、一つの企業内部組織で財の生産が行われる。そのため、多くの既存研究ではFDIを垂直統合的生産と位置付けている。一方で、MNEの生産活動には非統合的生産もある。非統合的生産とは、MNEと資本関係のない外部企業から行われる外部委託である。このように、MNEの海外市場への事業展開には多様な形態が存在するが、MNEは最終的にいかなる動機（インセンティブ）に基づいて、海外事業展開における中間財や最終財の生産地域や参入の選択を決定するかという問題に帰着する。

そこで、企業間の取引費用がMNEの所有権構造、すなわち企業の境界（=企業内部の組

¹ Multinational Enterprise, or Multinational corporation の略

織形態)を決定することに着目する。MNEの所有権決定の背景には、企業とサプライヤー間の取引費用が存在するため、MNEと現地の部品サプライヤーとのアウトソーシングによる生産は、当事者間に過少投資のホールド・アップ問題(=holdup problem)を引き起こす要因になる。特に、関係特殊な部品・半製品等の中間財生産とそのため的事前投資を系列企業や外部の独立企業に委託する際、当事者間で双方が中間財の生産量や価格等の取り決めを事前に行う等、有利な事前契約を結ぶことは当時自社双方にとって不可能になる。このような契約は不完備契約と呼ばれる。一方で、MNEの完全子会社による垂直統合生産では、組織の規模が階層的に大きくなると、子会社で勤務する管理者の監視や組織運営や企業統治の費用(=governance cost)が増加する。

MNEの生産性は、上述の契約不完備性や企業統治のコストだけでなく、国内外の経済環境にも依存する。本論文では、法整備、労働力移転、労働者のスキル形成、上流・下流の企業間競争、企業間競争と市場構造、対内直接投資の各テーマに基づいて、不完備契約の観点から多国籍企業(MNE)の参入形態を分析し、本社企業の交渉力が、収益配分を通してアウトソーシングと垂直統合的FDIの選択に及ぼす影響を吟味する。

第1章では、本論文の背景と動機が論じられる。本論文のテーマであるMNEの参入形態の概要を説明するとともに、不完備契約の概要についても言及する。更に、過去の主な文献レビューと本論文との関連を論じ、研究の全体的位置付けを俯瞰する。

第2章では、MNEがFDI(海外完全子会社)を通して、中間財の生産を行う際、本社と現地の下請けサプライヤーに生じる契約不完備性に焦点を当て、契約決裂時の外部オプションとして、中古市場での中間財の売却が可能なケースとしての再交渉をモデル設定に取り入れる。分析を通して、不完備契約から生じる過少生産の問題(=Hold up問題)が軽減される可能性を論じる。分析の結果、FDI受入国での法的整備の度合いが高い場合、裁判所等の第三者による中間財の立証可能性を向上させる結果、生産性の高い企業は海外アウトソーシングを選択し、生産性の低い企業は貿易又は海外完全子会社による垂直統合生産を選択する傾向が強まることが示される。

第3章では、MNEがFDI受入国の労働力移転を背景に、受入国の労働者のスキル習得と本社企業の参入形態の関係性を分析する。特に、現地労働者がサプライヤーで労働供給するケースとMNEの完全子会社で労働供給するケースを踏まえて、MNEが事後的に労働者に提示する賃金率に基づいて、両社の意思決定が共に両立する条件を考察することにより、MNEの参入形態(垂直統合とアウトソーシング)を分析する。主要結果として、本社企業(MNE)の交渉力が増加すると、現地労働者のスキル習得コストが小さいケースでは、垂直統合が促されることが示される。

第4章では、本社企業（MNE）が、完全子会社での垂直統合か、外部委託によって調達する場合に、部品サプライヤーが外部委託を行うためのインセンティブ条件を踏まえて、自国（North）の労働者が事前にスキル習得をする条件を、外部委託の交渉配分と賃金格差の関係に基づいて、均衡としての参入形態を分析する。主要結果として、本社企業の交渉配分が大きい場合で、南北の賃金格差が中程度以下のとき、海外アウトソーシングが選択されるが、南北の賃金格差が大きいとき、垂直統合が選択されることが示される。

第5章では、既存研究では殆ど議論されて来なかった寡占市場における参入形態を分析。特に、企業内部の垂直的取引（エージェンシー関係）における交渉格差を通して、企業行動が市場原理に及ぼす影響を分析する。特に、企業内部の垂直的取引における交渉格差を通して、企業行動が市場原理に影響を及ぼす影響を分析する。特に、下流に位置する最終財企業と上流に位置する部品サプライヤーの交渉力格差を通して、互いに競合し合う最終財企業の戦略的行動が、均衡としての二企業の経営形態の意思決定に及ぼす影響を詳細に分析する。主要結果として、本社企業（MNE）の交渉力の増加は、利潤の増加を促すが、MNEの交渉力の増加はアウトソーシングの選択を促し、FDIの選択を抑制する結果、ライバル企業間の交渉力格差の増加は、非対称均衡を促すことが示される。

第6章では、特に市場規模が小さい複占市場を想定し、ライバル企業との戦略的相互依存関係が存在する市場参入形態を理論的に分析する。中間財調達に関わる本社企業とサプライヤー間のエージェンシー関係と、外国市場でのライバル企業が創り出す戦略的環境が、本社企業の均衡として、二種類（垂直統合的FDIと外部委託）の参入形態と市場構造（複占と独占）に及ぼす影響が分析される。主要結果として、ライバル企業の生産性が高ければ高いほど、本社企業（MNE）を競争的にさせ、FDIの投資水準が増加するが、外部委託が選択される場合、事後的な交渉配分の格差が小さいとき、低い水準の投資が行われ、市場の複占化が促されることが示される。

第7章では、新興国の経済発展によって、開発途上国から先進国への投資が増加していることを踏まえて、技術劣位にある途上国企業の参入形態の意思決定を分析し、FDI受入国の社会厚生観点から、途上国企業の参入形態を検討している。企業の参入形態として、非系列サプライヤーから、一部の中間財を外部調達するか、企業内で労働者のスキル向上を通じて内部調達するかという問題を分析する。分析の結果、本社企業の交渉力が大きくない場合、労働集約的な最終財では、垂直統合が選ばれるが、最終財が資本集約的な場合または本社企業の交渉力が大きい場合に、外部委託が選択される。しかし、社会厚生観点から、企業の参入形態を分析すると、垂直統合が選択される場合でも、外部委託が望ましいケースと、外部委託が選択される場合でも、垂直統合が望ましいケースが存在することが示される。

第8章では、生産性の異質な企業群を想定した独占的競争モデルの拡張研究である。本章では、サプライヤーとの不完備契約を想定せず、Melitz (2003)型独占的競争モデルに企業間の数量競争を導入し、企業の参入形態を輸出補助金率に基づいて、参入形態を分類する。主要結果として、第三国市場独占のケースでは、輸出補助金は、自国市場から第三国市場への所得移転を促し、自国と第三国の経済厚生を改善させるが、自国の低い補助金は、自国企業の生産量を増加させる一方で、両企業の第三国市場での数量競争を激しくさせ、自国の利潤減少と第三国市場への参入を抑制する効果をもつことが示される。

最後に、第9章では本論文で得られた分析結果を概観し、今後の更なる課題と研究の展望が述べられる。

審査結果の要旨

(論文の主題)

本論文の主題は多国籍企業の間接財調達のための海外参入形態に関する意思決定問題を、不完備契約論にもとづく所有権構造の観点から分析し、アウトソーシングにおける交渉力、現地労働者のスキル習得の可能性、および最終財市場の構造などがもたらす参入形態への影響を検討することである。

(論文の概要)

本論文は、多国籍企業の生産ネットワークのための海外参入の理論研究を不完備契約の所有権理論にもとづいておこなっている。

第1章では、本論文の研究背景と研究目的を示し、章構成と概要を明らかにしている。

第2章では、多国籍企業(MNE)が海外直接投資(FDI)によって中間財の生産を行う際、企業間の交渉力、生産性の高さ、現地の法整備状況に依存してどのように海外アウトソーシングと垂直統合生産の選択が行われることを理論的に示している。

第3章では、MNEがFDIを行う際に、知識や技術のスピルオーバーがFDI受入国で行われることを背景に、受入国の労働者の技術レベルがどのように参入形態の決定と関係しているかを分析し、現地労働者の技能レベルが低いときはMNEの参入形態は現地企業とMNEの交渉力の大きさに依存して決定され、現地労働者の技能レベルが十分高ければ交渉力によらず完全子会社による垂直統合が行われることが明らかにされている。

第4章では、MNEによる垂直統合かアウトソーシングかの選択問題を現地の労働者のスキル習得誘因条件を考慮して分析し、MNEの海外部品メーカーに対する交渉力が大きい場

合には、国内外の賃金格差が小さいときは垂直統合が選ばれ、賃金格差が大きいときには海外アウトソーシングが選ばれること、そして、交渉力が小さいときには逆の結果が得られることが示されている。

第5章では、国内最終財複占市場のもとでのMNEの海外参入形態の決定問題を取り上げ、MNEと部品サプライヤーの交渉力の違いが非対称な参入モードを実現する可能性があることを示している。とくに、ライバル企業がアウトソーシングを選択する場合、垂直統合が有利となり、ライバル企業の交渉力よりも自企業の交渉力が小さい場合には垂直統合が実現する可能性があることを示されている。

第6章では、最終財複占市場に直面したMNEの海外参入形態の決定を最終財コスト削減投資と現地企業との交渉力の関連で分析し、本社企業の交渉力が増加すると、サプライヤーの生産量が減少し、最終財の市場占有率が低下し、この市場占有率の低下に備えて、事前の投資を増加させることで、市場の独占化が促進されることが示されている。

第7章では、開発途上国から先進国への投資（リバース・イノベーション）の観点から、技術劣位にある途上国企業の先進国への参入形態の意思決定を分析し、本社企業の交渉力が大きくない場合、労働集約的な最終財では、垂直統合が選ばれるが、最終財が資本集約的な場合または本社企業の交渉力が大きい場合に、外部委託が選択されることが示される。

第8章では、Melitz(2003)モデルに輸出補助金を導入し、また第三国市場の設定をし、自国企業とライバル関係にある外国企業との競争のもとで第三国における輸出補助金の経済厚生に及ぼす影響を分析し、輸出補助金は、競合企業間で生産性格差を生み、ライバル企業の市場参入を抑止する効果があることが示され、さらに、低い補助金率は、第三国の消費を減らす結果、経済厚生を悪化させることが示されている。

第9章は本論文で得られた主要な結論を整理し、今後の残された課題を指摘している。

(論文の評価)

多国籍企業の海外取引モードを所有権構造の違いから分析する研究はAntras(2003)やLeahy and Montagna(2007)などによって活発になされてきたが、本論文はこれらの研究をさらに展開し、とくに所有権構造の不完備性に関連した企業間の交渉力に注目して、その交渉力の違いがどのように多国籍企業の取引様式に影響するかを緻密に理論分析した。従来の研究では企業間交渉力が主としてイーブンの場合のみ議論されていたが、本論文では交渉力の違いが取引モードに、そして最終財市場の経済成果にどのような影響を与えたかを分析したもので、大変な労力を要するこれまでにない貢献度の高い研究ということが出来る。また、これまでの研究では取り扱われなかった、労働者のスキル習得の意思決定による中間財生産

における生産性の向上とそれによる MNE の部品調達モードの決定の問題を第 4 章で検討し、MNE の交渉力が大きいときには、必要なスキル習得の努力水準に依存して労働者の職業訓練への参加するインセンティブが変わっていくことを導いており、この結果は、政策論的な観点からも大変重要な意味をもつものとして評価される。さらに第 5 章において、最終財複占市場のもとで MNE と部品サプライヤーの交渉力と、競合する MNE のアウトソーシングにおける交渉力の違いがもたらす非対称な参入モードの実現可能性を検討しており、従来は複占企業の垂直的交渉力は共通にして議論されていたが、こうした拡張によって非対称均衡モードの発見に成功している。二つの交渉力の違いを明示して参入形態の決定を導き出すには多くの計算が必要でありこの点での粘り強い分析力も評価できる。また、第 7 章は、開発途上国から先進国への投資（リバース・イノベーション）を取り入れた所有権理論による分析はこれまでなされたことのない、あらたな分野の研究であり、本社企業の交渉力が大きくない場合、労働集約的な最終財では、垂直統合が選ばれるが、最終財が資本集約的な場合または本社企業の交渉力が大きい場合に、外部委託が選択されることが示されているという、大変斬新な研究成果を得ており高く評価できる。

本論文はこのように多くの優れた研究成果を得ているが企業間の交渉力の違いがなにに依存して生まれるかについて十分な議論がなされていない。他の研究者の研究も同様な問題点をもっているが、この点での今後一層の検討が望まれる。また、現実の国際的取引モードはライセンス契約など多彩な形態がとられつつあり、こうした問題にも視点を広げる必要がある。なお、大変緻密な数理分析をおこなった結果、やや経済的なインプリケーションへの考察が十分でない点がみられるが、今後は分析のセッティングの簡素化などをおしてあらたなモデル分析を試みる必要もあるように思われる。

このように、いくつかの補充し、進めるべき課題は残ってはいるが、本論文は、不完備契約論による所有権理論を踏まえて、企業間の取引交渉力の違いを中心に、多国籍企業の部品調達への海外参入モードの決定問題を野心的に分析しており、国際経済学のこれまでの知見をさらに一歩進める重要な研究を行ったものと高く評価できる。

以上の理由により、審査委員会は、福岡比呂志氏が、経済学研究科博士後期課程を修了し、博士（経済学）の学位を取得するに十分な水準に達していると認めることができる。

学位論文審査委員

主査 熊本学園大学教授 細江 守紀

副査 熊本学園大学教授 慶田 收

副査 熊本学園大学教授 坂上 智哉

氏名（本籍）	戸渡 洋子（熊本県）
学位の種類	博士（社会福祉学）
学位の種類	博（甲）社会福祉 第24号
学位授与の日付	平成31年3月22日
学位授与の要件	学位規則第20条第1項該当
学位論文題目	公衆衛生看護は健康格差を縮小するか —アマルティア・センのケイパビリティ・アプローチを手がかりに—
論文審査委員	（主査） 熊本学園大学教授 宮北 隆志 （副査） 熊本学園大学教授 豊田 謙二 （副査） 熊本学園大学教授 花田 昌宣 （副査） 浜松医科大学教授 尾島 俊之

内容の要旨

本論は、わが国における「健康格差」、すなわち「不公平で回避可能な健康の不平等」の縮小に向かう公衆衛生看護の検討を行うものである。この検討を通して、健康格差の顕在化が進行する地域コミュニティにおいて、人々が健康—生命・生活・人生をも包含する—を、自らの力で獲得することに貢献する公衆衛生看護の意義を問い直すとともに、経済学者として「真の平等」を説いたアマルティア・センの「ケイパビリティ（capability）・アプローチ」を手がかりとして、健康格差の縮小に資する公衆衛生看護のあり方を提起することを目的とする。

■ 序章：問題の所在と本論の構成

日本における1990年代後半以降の経済停滞は、社会経済状態の格差を招き、さらには、これが一因となって健康格差が拡大していることが指摘されている。また、社会医学や社会疫学分野での研究が蓄積され、「健康格差」の状況は一般に捉えられているよりも深刻な問題であることが近年明らかにされてきた。一方で、医療・保健分野での治療や健康づくりの取り組みは進歩し、人々の健康志向が高まっているにも関わらず、その成果に蔭りがみられる。例えば、厚生労働省による、健康日本21（第1次）において掲げられた目標のうち、

メタボリック・シンドローム該当者、自殺者、多量飲酒者等においては変化を認めず、日常生活歩数、糖尿病合併症はむしろ悪化を認めていた。

これらのことから、これまでの医学モデルによるハイリスク・アプローチや、画一的に情報を提供するようなポピュレーション・アプローチのみでは、十分に対応しきれなくなった健康問題、つまり、従来のアプローチが届きやすい人々と届きにくい人々の層化が生じ、そして、後者は前者に比べ健康が阻害されている状態、すなわち、健康の不公平が生じている可能性が考えられる。国は、これらを踏まえ 2013 年からの健康日本 21 (第 2 次) において、健康の社会的決定要因への取り組みにも配慮し、「健康格差の縮小」を目指すことを新たな目標に掲げたところである。

しかし、現在のわが国には、経済至上主義や小さな政府を目指す新自由主義の流れによって、自己にのみ健康の責任を問う「健康自己責任論」の風潮があるのも事実である。確かに、健康もしくは不健康は自己の選択した生活習慣等の結果であろう。しかし、生活習慣は、自己の責任の外にある、生活環境や機会の不公平に強く影響を受ける。よって、その生活環境や機会の不公平を勘案せずに「自己」にのみ責任を問うことには、公平性を欠き、また理不尽さを伴うことと言える。また、「健康自己責任論」は、「健康格差」の根本的原因を見えにくいものとし、その対策や「健康の社会的決定要因」への働きかけに、ネガティブな影響を与えていることも考えられ、これらを克服するためにも、新たな理論的枠組みとアプローチが必要である。

そこで、第 1 章では、国内外の先行研究レビューによって、「健康格差」が拡大している現状とその縮小に向かうアプローチの基本的枠組みを明らかにし、「健康格差」の問題は、公衆衛生看護が取り扱うべき最重要課題であることを確認する。また、第 2 章では、「健康の不公平」に正面から向き合ってきた保健師 (婦) による「公衆衛生看護」の歴史を辿るとともに、「健康の不公平」に対峙することを困難にしている保健師活動の障壁や課題を示す。そして、第 3 章では、第 1 章・第 2 章で示した「健康格差」縮小への課題を乗り越える概念として、アマルティア・センの「ケイパビリティ・アプローチ」を検討し、公衆衛生看護における新たなアプローチの枠組みを設定する。この、第 3 章で設定した枠組みを用いて、第 4 章では、認知症高齢者を介護する配偶者へのインタビュー調査、第 5 章では、地区担当保健師へのインタビュー調査の分析を試みる。これらを統合し、終章では、研究の成果として「健康格差の縮小に向かう個人・コミュニティのアプローチ・モデル」を提案する。

■ 第 1 章：健康格差の現状とその縮小に向かうアプローチ

第 1 章では、国内外の「健康格差」に関わる報告を整理し、取り組むべき社会的課題の一つとして「健康格差」を取り上げる重要性和、その具体的なアプローチ対象とアプローチ法

を確認した。

まず、WHO（世界保健機関）および欧米の報告と、国内における研究報告を参照し、健康格差の実態とその対策の実際について述べた。英国を例にあげると、患者の医療ニーズに対して公平なサービスを提供することを目的として1948年に始まった国民保健サービス

（National Health Service: 以下、NHS）によって健康格差は解消に向かっていると考えられていたが、1980年のブラック・レポートで、社会構造的要因による格差が示され、さらに、1998年のイギリス保健省のアチソン・レポートでは、1980-1990年にも健康格差が拡大したことが報告された。その後、NHSは、アクションプランを作成し健康格差縮小のための取り組みを開始した結果、イギリスでは社会的困窮地域と富裕地域の平均寿命の差が6.9年から4.4年に縮小したことが報告された。わが国においては、1990年代から社会医学・公衆衛生学の研究者らによって積極的に社会疫学的研究が進められてきたことで、食事や運動に代表される健康行動、冠動脈疾患の危険因子（肥満や脂質異常）、および、脳卒中・高血圧・がん等の生活習慣病においても健康格差が見出されている。しかし、わが国は、健康日本21（第2次）において、「健康寿命（日常生活に制限のない期間の平均）の都道府県格差の縮小」を目標に掲げられたにとどまっておらず、健康格差対策の具体的アクションプランが不十分な状況が明らかになった。

さらに、国内外の報告をまとめ、健康格差の発現への経路、すなわち、健康の社会的決定要因が健康格差の発現につながる構造を明らかにした上で、ヘルスプロモーションを基盤とした、健康格差縮小に向かうアプローチ法について確認した。

人々の健康格差への経路を示したWHO（2010年）による「健康の社会的決定要因に関する概念的枠組み」において、その構造は「構造的決定要因」すなわち「健康格差の社会的決定要因」と「中間的決定要因」すなわち「健康の社会的決定要因」のレベルに分けられることが示された。さらに、この構造を基盤としたカナダのNational Collaborating Centre for Healthy Public Policy（全国健康政策協力センター: 以下、NCCHPP）が、2016年に示した「健康格差縮小のための政策アプローチ」を参照し、アプローチポイントとアプローチ法を整理した。NCCHPPは、公衆衛生の専門家に向けた健康格差を縮小するための介入ポイント（対象）ごとの8つのアプローチ；①政治経済学、②マクロ社会政策、③同時交差性（intersectionality）、④ライフコースへのアプローチ、および、⑤生活条件（living conditions）、⑥生活の場（settings）、⑦コミュニティ（communities）、⑧個人（individuals）を提言している。この①～④の「健康格差の社会的決定要因」のレベルにおいては、「すべての政策に健康を（Health in all policies）」を導入し、所得、教育の水準、職業等の社会的地位等の不公平を是正することが重要であり、また、⑤～⑧の「健康の社会的決定要因」のレベルにおいては、個人および個人を取り巻くコミュニティへの直接的アプローチが有効であることを確認した。個人の主観的健康観・QOLを含む「健康そのものの格差」、すなわち「全

人的健康」(Holistic Health)の格差の縮小のためには、所得、教育の水準、職業等の社会的地位などの不平等にさらされている場合の心理社会的ストレス(不安、人生のコントロールができない、疎外感・孤立感による)が高まっていることを考慮し、個人あるいはコミュニティをエンパワメントし、資源へのアクセスについての物質的・心理的・社会的な不公平を縮小することが極めて重要であることが示唆された。

■ 第2章：公衆衛生看護の歴史の変遷と今日的課題

第2章では、まず公衆衛生看護の定義およびその機能と役割を確認した上で、公衆衛生看護の歴史の変遷を概観した。特に「健康の不公平」と対峙してきた歴史を省察し、「健康格差」の縮小に向かうための公衆衛生看護の今日的課題を検討した。

公衆衛生看護学会による定義を用い、公衆衛生看護が、公衆衛生学を基盤として、社会で生活する人々(集団)の健康増進を図る一方で、看護学を基盤に個別支援を行うものであり、個別ケアをしながら、社会の健康づくりを行う点にその特徴があることを示した。さらに、その目的は、自らの健康やQOLを維持・改善する能力の向上及び対象を取り巻く環境の改善を支援することにより、健康の保持増進、健康障害の予防と回復を促進し、もって人々の生命の延伸、社会の安寧に寄与することであり、日本において、この公衆衛生看護活動を担うのは、国家資格「保健師」を持つ看護職である。

これまでの公衆衛生看護、そして、保健師活動の歴史を辿ることで、時代の変遷と共に、その時々保健師の目前で不健康や痛みを負うことを余儀なくされている弱い立場の住民や労働者(例えば、貧困を余儀なくされた人々、公害や過酷な労働にさらされる人々)に寄り添い、その健康をまもってきた公衆衛生看護の果たしてきた役割が確認された。木村は、1942-1997年に活動を展開していた駐在保健婦の聞き取りをとおして、「結核撲滅、乳幼児・妊産婦対策、受胎調節普及事業、ハンセン病隔離政策、精神衛生対策、成人病対策など国家が次々と打ち出す政策を、上から地域に普及させる側面を確かに持っているが、同時に、住民と接するなかから、地域に埋もれていたさまざまな問題を発見し、解決してゆくという自主的な取り組みの側面をも併せ持っていたことが見えてくる。国家と住民のはざまに立って活動する保健婦。従来の歴史研究では十分に指摘されてこなかった固有の姿が、語りの中から立ち現われてきた。」と記している。保健師の存在意義は、その時代によって最も弱い立場に置かれることとなってしまった住民や労働者の声なき声を拾い、その活動のあり方を検討してきたことにこそあるのではないかと考えられた。

しかし一方で、わが国において、戦前戦中の国策として富国強兵制が引かれていた時代では、ミッシェル・フーコーが「生の権力」と批判する国家の強制的な力が働いた公衆衛生が存在した事実があることから、これらを教訓とし、人々が自由意志で健康を選択することを

支援する重要性を示した。

これらのことから、健康格差が顕在化している現在において、この「健康格差」の縮小にいかに向き合っていくかは、保健師にとって極めて重要な課題であることを述べた。

■ 第3章：アマルティア・センのケイパビリティ・アプローチ

第3章では、『不平等の再検討』に代表されるセンの著書およびセンについての研究論文を用いて、ケイパビリティ・アプローチの概念が健康格差の縮小に寄与する可能性と、公衆衛生看護アプローチとの親和性を検討した。

センのケイパビリティ・アプローチは、発展途上国の貧困や難民に対する支援の在り方の検討に多く使われてきた。経済学者であるセンの功績は、発展途上国等の経済開発における評価の問題に際し、これまでの資源分配の平等化にのみ焦点を当てたロールズによる平等論を批判し、真の平等は、「ケイパビリティ」—すなわち、個人の希求する人生の可能性—の平等であるという、ケイパビリティ論を提言したことである。センは、自身が選ぶことを希望する人生の幅を「ケイパビリティ」と命名し、「貧困は単に低所得であることのみならず、基本的ケイパビリティを奪われた問題である」とした。経済格差の問題において、「社会的基本財」の平等を目指す政策は重要だが、それ以上に、財の活用についての知識や技術の不足や、剥奪され続けてきたゆえの心理社会的ストレス（不安、人生のコントロールができない、疎外感・孤立感）に苛まれ、夢や希望も枯渇してしまっている可能性が高いため、基本的ケイパビリティの平等を目指す重要性を強調したのである。

このケイパビリティは、日常生活の中での「～すること」「～であること」といった「機能(functioning)」が集まったものであり、ケイパビリティ・アプローチの最も興味深い点は、個人の中のミクロ的要素—ケイパビリティ、機能、そして自由—to コミットする点である。センは、個人の“自由”を尊重しケイパビリティを発展させることが、コミュニティのケイパビリティを発展させる上でも非常に重要な必要な条件であるとしている。その“自由”は、「自身の幸せのための自由 (well-being freedom)」と「自分以外の誰かの幸せや世の中の変革のための自由 (agency freedom)」の二つのベクトルを持ち、それらが保障されるケイパビリティであることを重視するものであり、特に **agency freedom** は、地域コミュニティのケイパビリティの発展にも大きな影響を及ぼすとされる。このことは、保健・医療・福祉の現場で、専門家が最善と考える策であっても決して本人（あるいは、本人たち）のこれらの自由を無視して行うことは最善ではあり得ないことを指すものである。二つの自由の保障は、公衆衛生看護における個人アプローチの方向性を見出す、あるいは見誤らないための重要な視点を提起するものと考えられた。

さらに、センは二つの自由に注目した上で、ソーシャルキャピタルの醸成が人々のケイパ

ビリティ開発を促進することを述べている。これは、個人の能力開発と、地域コミュニティの力量形成を連動させる保健師活動の枠組みと共通する枠組みであり、なおかつ、個人の周縁たるコミュニティレベルにおいて、健康や技能、ニーズや脆弱性を考慮した平等—すなわち、個人の希求する人生の可能性である「ケイパビリティ」の平等—が個人レベルの健康に強い影響を与えることが示唆された。

これらによって、ケイパビリティ・アプローチが、人々の多様性ある健康の平等に寄与する可能性は高く、また、個人と地域コミュニティの力量形成を連動させる公衆衛生看護との親和性が高いことが考えられ、ケイパビリティ・アプローチを公衆衛生看護の健康格差縮小のための実践アプローチとして取り入れる意義を明確化した。

■ 第4章：「個人」へのケイパビリティ・アプローチの検討

第4章では、健康格差の縮小に向かう個人へのアプローチを検討した。現在、地域コミュニティで顕在化してきている健康課題のひとつである「認知症介護」をテーマとし、「認知症高齢者を介護する配偶者」を対象とした質的調査分析を行った。介護者の健康は、認知症高齢者の健康にも大きく影響する。近年、健康問題等が集積しやすい介護者、すなわち、介護者の健康格差が生じている可能性が考えられることから、「認知症高齢者を介護する配偶者」のケイパビリティ発展プロセスを質的記述的に明らかにすることを目的とした。この分析においては、「認知症を伴う当事者の介護を担う配偶者の日常の実態(すること・できること)」、すなわち機能(function)について聞き取りを行い、機能の集合であるケイパビリティを「介護者である配偶者が自らの自由を発揮しつつ認知症の介護を続けていく能力」と仮定して、ケイパビリティの発展プロセスを明らかにすることを目的とした。

分析の結果、当初筆者が「介護者である配偶者」と見ていた対象は、「配偶者である介護者」であることに気づかされた。そして、対象が望むケアの方向性を示すキー概念「ケイパビリティ」には、【介護者役割の発展】、【介護者たる夫[妻]のアイデンティティ・バランス】が含まれ、それを支持しているのは、【夫[妻]たる介護者が備える資源(能力を含む)】【夫[妻]たる介護者を支えるソーシャルキャピタル】であることが明らかになった。

このことから、「ケイパビリティ」の概念枠組みを用い、本人の「福祉的自由」と「行為主体的自由」といった対象の自由意志やアイデンティティを核としたアセスメントを行うことで、「ケイパビリティ」のベクトル、すなわちエンパワメントの方向性を定める重要性が明らかとなった。また、介護者の「ケイパビリティ」発展には、個人の持つ基本財に加え、「ソーシャルキャピタル」がその発展に影響を与えることが明らかになった。保健師が、介護者(対象)の属するコミュニティの「ソーシャルキャピタル」を賦活化する、すなわち、恒常的なコミュニティエンパワメントが重要であることが示唆された。

通常、ケアの対象をアセスメントする場合に、ケアを提供する立場にある保健医療福祉の専門家は、制度に則った「疾病の重症度判定」あるいは「介護度認定」を目的として、「認知症」などの疾病や「介護度」に目を向けアセスメントする傾向が強い。しかし、公平性の高いケア実践を目指そうとする場合には、対象の「ケイパビリティ」をアセスメントすることを念頭に置き、ケアの対象の中心的アイデンティティは何か、そして、「自身の幸せのための自由 (well-being freedom)」と「自分以外の誰かの幸せや世の中の変革のための自由 (agency freedom)」の二つのベクトルに沿った、ケイパビリティ発展を支援する必要があることが示唆された。

「疾病の重症度」あるいは「介護認定」という医学モデルによって示される結果のみに着眼した、公平なケア提供である場合であっても、「ケイパビリティ」平等がはかられていない不公平なケア提供、すなわち格差拡大を助長している可能性も考えられることから、現行のアプローチにケイパビリティ・アプローチの概念を取り入れる必要性があることを結論付けた。

■ 第5章：地域コミュニティにおける健康格差を縮小する保健師の役割

第5章では、センのケイパビリティ論において、個人のケイパビリティ発展を促進するとされた「ソーシャルキャピタル」に着目し、保健師が地域コミュニティのソーシャルキャピタルを賦活化するプロセスを明らかにするために、保健師へのインタビュー調査分析を行った。インタビュー対象は、地区担当保健師9名で、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ (modified grounded theory approach; 以下 M-GTA) を用いて、質的帰納的に分析した。分析焦点者を「地区担当保健師」、分析テーマを「地域コミュニティのソーシャルキャピタルを保健師が賦活化するプロセス」とした。

その結果、地区担当の保健師は、住民一人一人との深い信頼関係づくり、すなわちラポール形成に端を発し、地区組織活動の内外のネットワークをコーディネートし、そしてコミュニティ単位でのソーシャルキャピタルを賦活化しているプロセスが明らかとなった。

人々の多様性を重視し、健康格差の是正に貢献しうる「ケイパビリティ・アプローチ」を支える条件のひとつとして、ソーシャルキャピタルがあげられていることから、健康格差を縮小し、真に地域コミュニティの人々に健康をもたらすことをめざす保健師の活動として、「ソーシャルキャピタルを賦活化するモデル」の活用と、それらが実現できる各自治体での体制整備が重要であることが示唆されたと考える。

一方で、同インタビュー調査から町村合併や、1990年代以降の「小さな政府」の動きの中で、保健事業の民間委託が進む中、「住民の顔が見えにくくなっている」ことで、ラポール形成が妨げられているという事実や、保健師活動のモチベーションが低減させられていること

が示唆された。

今後、保健師がソーシャルキャピタルの賦活化をすすめていくには、「住民の顔が見えにくい状況」の打開策について検討し、保健師活動のモチベーションの向上や地域コミュニティの人々のためにアドボケイト(政策提言)の役割を果たすことのできる体制づくりもまた重要であると考えられた。

■ 終章：(総括) 本研究の公衆衛生看護学的意義と今後の課題

公衆衛生看護は健康格差を縮小できるのか?という問いのもと論を進めてきた、本研究の成果として、「公衆衛生看護は健康格差を縮小することができる」という解を提供する。しかし、その目標と方法が適切でない場合には、健康格差を逆に拡大させてしまう—つまり、不健康な人々をより不健康へと貶めてしまう可能性がある—という「諸刃の剣」たるリスクを負うものであることを十分に認識しておく必要がある。

公衆衛生看護の定義には、「社会的公正を活動の規範におき、個人や家族の健康課題とコミュニティの健康課題を連動させながら、対象の生活に視点をおいた支援を行う。」とその役割が明確に記されている。よって、主観的健康観・QOLを含む「健康そのものの格差」に直結する「健康の社会的決定要因」の格差を軽減すること—すなわち、個人やコミュニティレベルで取り組む必要のある「生活の場」(settings)、「コミュニティ」(communities)、「生活条件」(living conditions)そして「個人」(individuals)へのアプローチは、公衆衛生看護の領域であり、また、その活動は、エンパワメントとアドボカシーを主力とするものである。

社会的な不平等によってもたらされる健康格差の問題は、社会的公正を活動の規範とする公衆衛生看護にとっては、早急に取り組むべき重要な問題であり、健康格差の縮小に向かう支援は、まさに、公衆衛生看護の目的の、「自らの健康やQOLを維持・改善する能力の向上及び対象を取り巻く環境の改善を支援すること」であり、センの言う貧困を乗り越える「ケイパビリティ」の開発そのものである。

個人が、自身の良き生を選ぶ自由(well-being freedom)や社会の変革に主体的に関わる自由(agency freedom)を保障され、「できること」「すること」といった様々な「機能」を入手し、「ケイパビリティ」発展の実現に向かう支援がエンパワメントである。このエンパワメントによって、人は自身の生活や環境をコントロールする力を得ることにつながる。そのような力を手に入れた個人の集合であるコミュニティは、やはりコミュニティの成員たちの自由を保障することから、社会的エンパワメント力や包摂力を備え、ソーシャルキャピタルの醸成が促進されることが考えられる。もちろん、社会的状況はそう簡単には変化しないため、個人・コミュニティのエンパワメントと併せて政策提言により社会的勾配を政策によって緩やかにすることも必要である。

健康格差の生じる経路の上流には、グローバル化する世界の中にあるわが国の経済政策、社会政策、公共政策などがある。さらに、今後のわが国における少子高齢化、都市化、過疎化、人口減少、外国人労働者の増加等々社会構造が変化することを鑑みると、健康格差が拡大する可能性は十分に考えられるものであり、その拡大に歯止めをかけることは簡単なことではない。だからこそ、公衆衛生看護による地域コミュニティからの「健康格差」縮小のボトムアップが重要である。

しかし、センのケイパビリティ・アプローチの概念枠組みを用いて、公衆衛生看護の現場で、今まさに不平等にさらされている個人に出会うとき、ケイパビリティの発展を見据え、「福祉的自由」と「行為主体的自由」の二つの自由が保障される個人へのアプローチが展開されること、個人が生活の基盤を置く周縁地区のソーシャルキャピタルを賦活化することにより個人のケイパビリティ発展を促進することで、個人レベルの健康—生命・生活・人生をも包含する—の不平等の縮小に寄与できる可能性は高い。本研究の成果として、健康格差の縮小に向かうアプローチとして、「個人・コミュニティのケイパビリティ・アプローチを基軸とした公衆衛生看護モデル」を示した。

さらに、健康格差の縮小に資する公衆衛生看護の実践に向け残された課題は、①保健師によるヘルスプロモーション実践の課題：ケイパビリティ平等には、ヘルスプロモーションにおけるエンパワメントやアドボカシーのスキルの充実が必要であること、②ケイパビリティの評価に関する課題：ケイパビリティ・アプローチは概念的なものであり、その評価については残された課題も多いこと、③人々の脆弱性への気づきへの課題：弱い立場の人々のケイパビリティ剥奪に共感することが困難な世代への保健師基礎教育のあり方の検討が必要であることが示された。

今後のわが国における少子高齢化、都市化、過疎化、人口減少、外国人労働者の増加等々社会構造が変化することを鑑みると、健康格差が更に拡大する可能性は十分に考えられる。公衆衛生看護によって一人ひとりの真の健康の公平性が保障されるサポートは、十分に可能である。しかし、それらが展開されるためには、ケイパビリティ・アプローチを導入する等、健康格差の縮小に資する保健師の実践方法の開発や評価についてさらなる研究が必要であると結論づけた。

審査結果の要旨

(論文の主題)

本論文は、「健康格差」(Health disparity)、すなわち「健康の不平等/不公平」(Health inequality/inequity)の顕在化が進行するわが国において、地域コミュニティの人々の生命・生活・人生をまもり、人々が自らの健康や自身を取り巻く環境をコントロールできる力を獲

得することに貢献する公衆衛生看護の意義を問い直し、アマルティア・センのケイパビリティ・アプローチを手がかりとして、回避可能な健康の不平等/不公平の是正・解消に資する新たな地域保健活動のあり方を提起しようとするものである。

(論文の概要)

本論文は、序章、本論(5章)、終章より構成されている。序章では、研究に至る経緯と問題の所在について整理し、第1章で、本論の主題である健康格差について、国内外の研究の蓄積から、健康の不公平が存在している現状とそれらを縮小するアプローチの枠組みについて概観、第2章で、公衆衛生看護の定義およびその機能と役割を確認した上で、公衆衛生看護活動の歴史の変遷を辿り、とりわけ健康の不平等と対峙してきた歴史を省察し、格差の縮小に向かう公衆衛生看護の今日的課題を明らかにし、第3章で、アマルティア・センのケイパビリティ・アプローチの概念を整理し、健康格差の縮小に資する公衆衛生看護アプローチとの親和性、及び本論でセンの概念を用いる意義を明確にしている。第4章では、地域コミュニティにおいて顕在化する健康課題の一つである認知症を取り上げ、その介護者である配偶者を対象とする質的研究によって、ケアを担う専門家が当事者や家族のケイパビリティの向上を支援するという視点を持つことの重要性を指摘し、第5章では、ケイパビリティ発現の基盤となるソーシャルキャピタルの意義と、これらを賦活化する公衆衛生看護活動における保健師の役割について考察している。結論として、公衆衛生看護の現場で不平等にさらされている個人に出会うとき、ケイパビリティの発展を見据え「福祉的自由」と「行為主体的自由」の二つの自由が保障される個人へのアプローチが展開されること、個人が生活の基盤を置く周縁地区のソーシャルキャピタルを賦活化することにより個人のケイパビリティ発現を促進することで、個人レベルの健康—生命・生活・人生をも包含する—の不平等の縮小に寄与できるとしている(終章)。

(論文の評価)

この論文は、不公平で回避しうる不平等としての「健康格差」の問題を、公衆衛生看護活動の視点から真正面に捉えている。「公衆衛生看護は健康格差を縮小するか？」という「問い」を立て、綿密な先行研究のレビューに始まる意欲的な研究と実践活動の到達点として、健康格差縮小のための「個人・コミュニティのケイパビリティ・アプローチを基軸とした公衆衛生看護モデル」を提案するものである。

健康格差研究の先駆者として知られる M. Marmot (Director of Institute of Health Equity)は、『WHO 健康の社会的決定要因に関する委員会 最終報告書(2008)』の最後の部

分において、“健康の社会的決定要因に関する委員会の見解では、健康の不公平性を低減することは倫理的義務である。社会的不正義のために多くの人が殺されている”と警告している。また、彼は、健康格差の背景にある経済的困窮・剥奪だけに目をむけるのではなく、A. Senが言う「機会の平等(選択の自由)」、「ケイパビリティ」、「安心感(孤立や不安感からの解放)」、そして「人としての尊厳」などの要因にも焦点を当てなければならないとしている(『不平等な社会における健康(2006)』)。

本論文において筆者は、公衆衛生看護の歴史的変遷を概観すると同時に、健康の不平等に向き合ってきた歴史を省察し、個人と地域コミュニティの力量形成を連動させる公衆衛生看護活動は、“個人の自由を尊重し「ケイパビリティ」を発展させることが、集合ケイパビリティを高める上で最も重要な条件である”とする A. Sen のケイパビリティ・アプローチとの親和性が高いことを見だし、回避可能な健康の不平等/不公平の是正・解消に資する「公衆衛生看護モデル」の提案に至ったことは高く評価出来る。

このモデルにおいて、まず、個人レベルの健康の格差は、「健康格差の社会的決定要因」である所得や教育水準、職業等の社会的地位の格差によって規定される心理社会的ストレスの影響を強く受け、疾病の有無や主観的健康観・QOLを含む健康そのものの格差であることから、保健師が日常の業務で取り組む、個人やコミュニティレベルの「生活の場」、「コミュニティ」、「生活条件」、そして「個人」へのアプローチは、全人的健康の格差縮小に寄与するものであることが求められることを明確に提示している。また、一方で、人々の多様性を重視し、健康格差の是正に貢献しうる「ケイパビリティ・アプローチ」を支える条件のひとつとして、ソーシャルキャピタルの醸成が求められており、健康格差の是正・縮小をめざす保健活動として、「ソーシャルキャピタルを賦活化するモデル」の活用と、それらが実現できる各自治体での体制整備が重要であることを、地区担当保健師を対象とする質的研究の結果(5章)をもとに実証的に提示している。そして今後、保健師がソーシャルキャピタルの賦活化をすすめていくには、住民の顔が見えにくい状況の打開策について検討し、地域コミュニティの人々のためのアドボケート機能を発揮していくことが求められていることを明示している点などが、このモデルの高く評価できる点である。また、認知症介護者を対象とする質的研究の結果に基づき、個人が自身の良き生を選ぶ自由(well-being freedom)や社会の変革に主体的に関わる自由(agency freedom)を保障され、「できること」「すること」といった様々な機能を入手し、ケイパビリティ発現に向かうための支援がエンパワメントであり、これによって、人は自身の生活や環境をコントロールする力を得ることになり、そのような力を獲得した個人の集合であるコミュニティは、コミュニティの成員たちの自由を保障し、社会的エンパワメント力や包摂力を備え、ソーシャルキャピタルの醸成が促進されることを明

確に示している。

社会的な不平等によってもたらされる健康格差の問題は、社会的公正を活動の規範とする公衆衛生看護にとっては、早急に取り組むべき重要な問題であり、健康格差の縮小に向かう支援は、まさに、公衆衛生看護活動の目的である、“自らの健康や QOL を維持・改善する能力の向上及び対象を取り巻く環境の改善を支援すること”であり、A. Sen の言う貧困を乗り越えるケイパビリティ開発そのものである点について、公衆衛生看護に携わる者へのメッセージとして強く、かつ、わかりやすく発信できたことも、この論文が評価に値する点と考えられる。

ただし、地域コミュニティにおける「健康格差」の是正・縮小に向けた具体的なプロセスと評価のあり方については、いくつかの課題が残されている。

一つは、公衆衛生看護活動を地域で展開する上でのリーダーシップが求められている保健師が身を置く行政機関において、健康の社会的要因に着目したヘルスプロモーション実践のための 5 つの基本戦略の要となる「健康的な公共政策 (Healthy Public Policy)」、或いは、「全ての政策に健康を(Health in All Policies)」という認識が、行政職員の中で広く共有されているとは言えないという現状にどうアプローチしていくのかという点である。

次に、個人レベルのアプローチと地域コミュニティレベルのアプローチを展開する上で、両者をどう連動させるのか、また同時に、住民の参加・参画/当事者主体という考え方をどのように具現化して行くのかという点も指摘しておかなければならない。

さらには、A. Sen の言う 2 つの自由、福祉的自由と行為主体的自由をどう共鳴させながらケイパビリティの開発を進めていくのかという点、等が今後の検討課題として残されている。

こうした課題を残しつつも、本論文は、回避可能な健康の不平等/不公平の是正・解消に資する地域保健活動のあり方とその実践における課題を地域社会全体に問いかけるものであり、博士 (社会福祉学) の学位に相当するものと評価される。

学位論文審査委員

主査 熊本学園大学教授 宮北 隆志

副査 熊本学園大学教授 豊田 謙二

副査 熊本学園大学教授 花田 昌宣

副査 浜松医科大学教授 尾島 俊之

博士学位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

第 18 号

2019 年 6 月 1 日 発行

発行 熊本学園大学

編集 熊本学園大学大学院事務室
〒862-8680

熊本市中央区大江 2 丁目 5 番 1 号

電話番号 096 (364) 5161